

〈研究資料〉

## ポンペの日本史観

はじめに

幕末にオランダの第二次海軍派遣隊の一員として五年間日本に滞在したポンペ・ファン・メールデルフォールト J. L. C. Pompe van Meerdervoort (一八二九—一九〇八、以下「ポンペ」と略記) という人物は日本で最初に西洋医療の系統的教育を試みた軍医としてだけでなく、その滞在の回想録『日本における五年間 (一八五七—一八六三) —日本帝国およびその国民の知識への寄与』*Vijf jaren in Japan. (1857-1863.) Bijdragen tot de kennis van het Japansche Keizerrijk en zijne bevolking.* Leiden : Van den Heuvel en Van Santen, 1867-1868. 2 vols. (以下『日本滞在看聞記』と称する) の著者としても有名である。

『日本滞在看聞記』は二部から成っている。第二部はポンペが日本に滞在していた時に起こった出来事を扱っている。この

### フレデリック・クレインス

部は沼田次郎氏と荒瀬進氏が既に和訳した<sup>(2)</sup>。両氏は、企画上の都合から、第一部に属する第一章から第五章を省略せねばならず、ポンペ自身の活動、オランダ海軍派遣隊の業績、当時の国際関係についてのポンペの分析などを収める第二部を原著の本論と位置づけ、その和訳を第二部の第六章及び第七章に限定した。

一方、第一部はポンペが日本文化についてまとめた諸論文である。この第一部は第二部とは異なる意味で重要である。ポンペの日本滞在看聞記は、オールコックをはじめとする江戸で幕府の役人によって日本人から隔離された生活を送っていた外国使節とかなり異なる性質をもっていた。西洋人と日本人との接触がまだ極めて少ない時期に、ポンペは医者や教育者の立場で多くの日本人と親密に接した。長崎の海軍伝習所では松本良順のような優れた弟子をもち、九州を旅した際には薩摩藩主島津斉彬および薩摩藩士などとも面会し、さらにオランダに帰国した

後も日本からの派遣留学生の世話をし、ロシアの日本公使館で嘗ての弟子であった榎本武揚を補佐した。これらの実績から分かるように、ポンペは西洋人として、高い地位の日本人と嘗てない信頼関係を築いた。

また、実際に日本文化に対する生き生きとした関心をもって来たポンペの『日本滞在看聞記』は当時多く出回っていた日本滞在記と違って、滞在時の状況報告書であるだけでなく、日本国、日本人、日本文化についての掘り下げた研究書でもある。

この点においては、ポンペはケンペル、テイチング、シーボルトの日本研究の系統を受け継いだ研究者であり、その「日本誌」は先達の作業を完成させ、日本文化の最も深い理解に達したものであると言っても過言ではない。この観点から見ると、ポンペが先達の「日本誌」をどのように発展させたか、またその日本文化理解が同時期に日本に滞在したオールコックらの理解とどのように異なるかが文化交流史の上でも意義のある課題である。

本稿では『日本滞在看聞記』の第一部第一章の中の一三頁から四一頁までに論じられている日本史の記述を取り上げ、本稿第一部でその和訳を掲載し、第二部でポンペの日本史を典拠と照らし合わせながら分析し、ポンペの日本史観が如何なる特殊性を有するものかについて論じる。本稿での訳語の選定については原則として意識にせず、オランダ語原語に対して、当時のオランダ人が読んで認識した意味に近い訳語を選定した。例え

ば、Kaiser は意識の「將軍」ではなく、直訳の「皇帝」にした。また、日本の固有名詞や特殊名称については原文のオランダ語の発音に準ずるように片仮名で表記し、その後には原綴りを注記し、日本語を括弧の中で示した。なお、原綴りに誤りや相違があつても、すべて原文通りに表記した。アジアの国名も同様を示した。ただし、Japan は「日本」とした。原文の注釈は\*で示し、本文中の各段落の後に挿入した。

## 第一部 ポンペの日本史（和訳）

### 〔題目〕

### 第一章

日本帝国の古い歴史——宗教的および世俗的な支配——ミカドとショーグン——皇帝諮問機関——国家の上級および下級の政務機関——内政——現在までの世俗君主継承者表<sup>(3)</sup>

### 〔本文〕

序文で記したように<sup>(4)</sup>、日本帝国の「完全な」歴史を提供することはできない。そのためには、日本で起こったことに対する我々の知識はまだ余りに少なく、また、我々が調べることのできる典拠があつても、それらはほとんど利用できない。というのも、日本人はすべてについてこの上なく精密に記録したとしても<sup>(\*)</sup>、完全な歴史書を持っているが、これらの著作は手に入れにくく、仮にそれらを入手できたとしても、誰がそれを翻訳できる

だろうか。日本語を数年で学ぶことはできない。ホフマン Hoffmann 教授が三十年以上倦むことなく研鑽を積み重ね、ヨーロッパでそのような翻訳作業のできる唯一の人となっているが、そのことは、この言語を使えるようになる上での障害の程を十分に物語っている。<sup>(6)</sup>

\* 私が収集した日本の書籍、それらの大部分は、序文で触れたようにカリブソ号の難破で失われたが、その中には二十二部の大冊からなる日本史も含まれていた。<sup>(7)</sup>

\* \* 英国政府はヨーロッパ人通訳者をイギリスの使節団に参加させた。彼らの目的は日本語の学習に集中することである。これらの方々や宣教師の内の何人かの人々に、翻訳作業を効果的に行う上で必要な言語知識の獲得を比較的短期間で期待できるだろう。それによつて、日本国民に関する我々の知識が改善するだろう。書記のガワーズ<sup>(8)</sup> A. Gower、イギリス使節団の通訳者アレクサンダー・フォン・シーボルト<sup>(9)</sup> Jhr. Alexander von Siebold、フランス使節団に加えられたメルメ神父<sup>(10)</sup> abbe Memet、アメリカ聖公会のプロテスタント宣教師ウィリアムズ<sup>(11)</sup> Williams は、この学習において大きな進歩を遂げている。

しかし、さらに、多くの日本人が自分の国について伝えてきた報告を真実として受け取るには極めて慎重でなければならぬ。というのも、特に日本のいわゆる通訳者たちは自分の国に

ついて故意に誤った報告をしていると私自身の経験から度々確信したからである。その上、これらの役人達は概ね下級に属し、国家政治を十分に知らず、多くの重要なことについて不案内である。というのも、日本人は基本的に、自分の職務と関係がなければ、政治について考えないからである。さらに自分の無知を隠すために、我々の質問に対して多くの場合、誤った回答をする（日本人は回答しないということを好まないからである）。昔の（オランダ人著者の）話の多くは、特にこれらの通訳者の報告に基づいているが、日本が鎖国していた当時は、これらの報告にしか頼ることができなかった。<sup>(\*)</sup> そのため日本について正確なものがたくさん書かれたのである。

\* もちろん、これにはエンゲルベルト・ケンペル<sup>(12)</sup> Engelbert Kaempfer、フィリップ・フォン・シーボルト<sup>(13)</sup> Jhr. Ph. Von Siebold の基礎的文獻<sup>(13)</sup>、あるいはこの興味深い国と民族に関する多様な知識を伴った徹底的な学問的追究を示す、長年の努力の成果たる他の著作は含まれない。

同様に、ハイゼン・ヴァン・カッテンダイケ<sup>(14)</sup> Ridder Huysens van Kattendijke、オールコック<sup>(15)</sup> R. Alcock、リントウ<sup>(16)</sup> R. Lindau の諸報告は彼ら自身の観察および経験の成果である。ケンペル『日本誌』Beschrijving van Japan、フォン・シーボルト『日本』Archief voor de beschrijving van Japan。

ハイゼン・ヴァン・カッテンダイケ騎士『日本滞在日記抄』

Uitbreksel uit het dagboek、他の編集物は主にケンペルに依拠している。

様々な領国の出身で、社会の上級階層に属し、私に強く傾倒していることを様々な機会に確信させてくれた多くの弟子の内の何人かとの親交によって、私は多くの状況を研究し、他のヨーロッパ人には得ることのできない重要な知識を得ることができた。

私に知識を与えてくれた人々の「名前」は以下の報告において稀にしか言及しないことを好意的に解釈してもらいたい。昔の著者は自分の話の価値を高めるためにこうしたことをよく行った。しかし、関係する人物にとって名前を挙げられることは、多くの場合、災難の原因となった。

私は情報提供者には言及しないという約束の下に情報を受け取った。この約束を守ることは私にとって必ず果たさなければならぬ義務である。これは、どのようなことがあっても、私の日本の友人たちにそのことで不愉快な思いをさせたくないからである。日本でも近代化が進んでいることから、これらの不愉快な思いは昔ほど不運に繋がらなくなっているが、それでも日本では、ヨーロッパ人に自国の政治構造の秘密を伝えることは厳罰をもって禁止されている。その上、読者の知らない氏名に言及したところで、事実の価値を高めるものではない。そこで、人々の利益に反しない場合、あるいは公正という点で、特

定の個人に言及する「必要」がある場合を除けば、約束は厳格かつ正直に守ることとした。

歴史記述においては、宗教と世俗的な支配および皇帝諮問機関などについて多く記されているため、これらについてはその都度、話を戻さなければならぬ。そこで、これらの状況について略述しておくことが適切であろう。

日本帝国の初期の歴史は、その起源に関する架空の物語を信じてない限り、完全に暗闇の中にある。

紀元前六六〇年以降については、出来事がこの上なく正確に記録された適切な歴史が存在している。そこで、それ以前に関する言い伝えについて一言だけ言及したいと思う。

彼らの最初の記録は我々の天地創造よりもはるか以前に始まるとされる。その当時、彼らは七人の天の神に統治されていたが、その起源を確かめることはできず、それらの神は無から生み出されたのである。この政府は「七人の天霊の統治」テン・ジン・シチ・ダイ Ten-dsin-sitsi-Dai [天神七代]<sup>18</sup> と呼ばれる。直訳すると、七人の大きな天霊である。それぞれは長く統治したが、その統治がどれだけの期間に及んだかについては定まった記録はない。最初の三人は未婚であり、後の四人は既婚であったらしい。最後の天霊イイサ Jsa あるいはイザナギ・ノ・ニコト Izanagi-no-Mikoto (伊弉諾尊 (いざなぎのみこと)) と呼ばれるものは、イザナミ・ノ・ニコト Izanami-no-Mikoto

〔伊弉冉尊（いざなみのみこと）〕との結婚で多くの子供を授かり、彼らは人神とされて、統治における天霊の後継者となった。

テン・ジン・シチ・ダイ〔天神七代〕の名前は次の通り。<sup>19)</sup>

一、クニ・ソコ・タクシ・ノ・ミコト Kuni-soko-taksi-no-Mikoto 〔国底立尊（くにのそこたちのみこと）〕、一千億年以上統治をした。<sup>21)</sup>

二、クニ・サツ・ツイ・ノ・ミコト Kuni-satsu-tsi-no-Mikoto 〔国狭植尊（くにのさつちのみこと）〕、ほぼ同じ期間を統治し、その後継者も同様である。

三、トヨ・クムス・ノ・ミコト Tojo-kumus-no-Mikoto 〔豊斟淳尊（とよくむぬのみこと）〕、これら三人の神についての記憶は、オオミ Omi 〔近江〕という国に彼らのために設立され、彼らの名前が付された神殿によって永遠に残されている。これら三人の最初の天の神は未婚であり、宇宙に浮かんでいた。

四、ウウ・ヒジニ・ノ・ミコト Wu-hidsini-no-Mikoto 〔湊土煮尊（ういじにのみこと）〕は結婚していたか、あるいは日本の歴史記述者が表現しているように、ス・ヒジニ・ノ・ミコト Su-hidsini-no-Mikoto 〔沙土煮尊（すひじにのみこと）〕と一緒に浮遊していた。彼らのために設立された神殿はイセー Ise 〔伊勢〕という国領に見られる。彼らは二千億年統治していた。

五、オオ・トツツイ・ノ・ミコト Oo-totsui-no-Mikoto 〔大戸之道尊（おおとのじのみこと）〕、オオ・トベ・ノ・ミコト Oo-tobe-no-Mikoto 〔大苦辺尊（おおとまべのみこと）〕と結婚

している。

六、オモ・タロ・ノ・ミコト Omo-taro-no-Mikoto 〔面足尊（おもだるのみこと）〕、カシコ・メ・ノ・ミコト Kasiko-me-no-Mikoto 〔惶根尊（かしこねのみこと）〕と結婚し、二人とも前任者と同じ期間統治していた。これらの結婚は純粋で清く、完全に精神的な性質を持っていて、従って子孫を残さなかった。

七、イザナギ・ノ・ミコト 〔伊弉諾尊〕、女神イザナミ・ノ・ミコト 〔伊弉冉尊〕と結婚した。この結婚は性格が異なっていて、彼らは肉体的性交を持ちながら暮らし、多くの子孫を残した。

彼らが日本国の真の創造者である。彼らの記録によると、イザナギはその妻に次のように言った。「我々が住んでいる天の下に固定した土地があるはずである。それを探しに行こう」。彼はその後、寶石で飾られた刀を大空に投げ込み、そこに水滴がつき、それらが固まるにつれて、最初の固定した点、あるいは島が生じ、これはオノ・コロ・シマ Ono-koro-sima 〔磯取盧嶋（おのころしま）（自ずから合流した）〕という名が付いた。その後、イザナギとその妻が下に降りて、その神力で他の島を創造した。こうして、アワヅイ Awadsi 〔淡路〕、オオ・ヤマト Oo-yanato 〔大日本〕、イヨ Jyo 〔伊予〕、サヌギ Sanugi 〔讃岐〕、アハ Aha 〔淡〕、トサ Tosa 〔土佐〕<sup>22)</sup>、ツクシ Tsukusi 〔筑紫〕、イキ Iki 〔志岐〕、ツ・シマ Tsu-sima 〔対馬〕、オキ Oki 〔億岐〕、サド Sado 〔佐度〕が次々と現れた。ここから最初の八つの大

きな日本の島が作られた。その後、さらにキビ Kibi (吉備)、アツキ Adzuki (小豆)<sup>(24)</sup>、オオシマ Oo-sima (大洲)、ヒメシマ Himesima (姫島)<sup>(25)</sup>、ツイカ・ノ・シマ Tsika-no-sima (値賀島)<sup>(26)</sup>、フタゴ・ノ・シマ Futago-no-sima (雙生島)<sup>(27)</sup> という小島が盛り上がった。すべてはイザナギの最初の創造物である。その後の変化は周りの海の働きによるものである。地面が創造された後、イザナギはそこから八百万人の住民を呼び起こし、そして植物<sup>(29)</sup> および最も重要な必需品一万个の創造で終わった。

\* シマ Sina は島を意味している。

イザナミが担当した創造は、火の神、火の山、水の女神を登場させ、地面を肥沃な土で覆うことであった。そして、彼らが自らの仕事を確認し、すべてが整ったと思ったところで、最後に全創造物の上に立つ最も高い支配力としての大きな太陽の女神 (オオ・ヒルメ・ノ・ミコト Oo-hirume-no-Mikoto (大日靈尊)<sup>(30)</sup>) を創造した。

神シナツ・ヒコ・ノ・カミ Sinatsu-hiko-no-Kami (級長津彦命 (しなつひこのみこと)<sup>(31)</sup>) と女神シナツ・ヒメ・ノ・カミ Sinatsu-hime-no-Kami には風を統制する力が与えられ、さらに創造物が透き通り明るくなるように、霞から空気を晴らすという命令を受けた。

この創造の叙述はまさに日本独特のもので、彼らの歴史書に

はこのように記録されているのである。とりわけ重要なのはこの叙述がいつからなされてきたのかを正確に知ることであろう。日本人によると、それは紀元前一〇〇〇年の頃からであるという。

このように日本帝国が造り出された後、最後の天靈は最高権力を最年長の子孫に渡し、ここから五人の地上の神の新しい統治が始まる。

一、アマ・テラス・オオ・カミ<sup>(\*)</sup> A ma-terasu-Oo-Kami (天照大神 (あまてらすおおみかみ)) は一般民衆の間で通常アン・シヨ・ダイ・ジン<sup>(33)</sup> Ten-sjoo-Dai-zin の名前で知られている。彼女は天を明るくする靈 (太陽) であり、統治において二番目の子孫ツク・ヨミ・ノ・カミ<sup>(34)</sup> Tsuku-jomi-no-Kami (月読尊 (つくよみのみこと))、あるいは夜の神 (月) によって支えられた。

\* これらの様々な名称は著者によって少しずつ異なっていることがある。私の日本人の友人たちはこの書き方を最も正しいものとして示した。

彼らは二十五万年統治し、その後継者達は次の通りである。

二、アマノ・オシ・ホミニ・ノ・ミコト Amano-osi-homini-no-Mikoto (天忍穗耳尊 (あまのおしほみのみこと))、略してオオシ・ホミニ・ノ・ミコト Oosi-homini-no-Mikoto として知られ、三十万年統治した。

三、ニニ・キ・ノ・ミコト Nini-ki-no-Mikoto (瓊瓊杵尊 (にぎのみこと)) は三十一万八千五百三十八年統治した。

四、ヒコ・ホボ・デミ・ノ・ミコト Hiko-hobo-demi-no-Mikoto (彦火火出見尊 (ひこほほでみのみこと))、通常、デミ・ノ・ミコト Demi-no-Mikoto と略して呼ばれる。彼は六十三万七千八百九十二年統治し、その後継者は次の通りである。

五、ウウ・カヤ・フキ・アワセス・ノ・ミコト Wu-ka-ya-fu-ki-Awasesu-no-Mikoto (鸕鷀草葺不合尊 (うがやふきあえずのみこと)) 略してアワセス・ノ・ミコト Awasesu-no-Mikoto と呼ばれる。

この五人の地上の神の統治はジ・ジン・ゴ・ダイ<sup>(35)</sup> Dsi-zin-go-Dai (地神五代) と呼ばれる。その初代、すなわちテン・シヨウ・ダイ・シン Ten-sjoo-Dai-sin (天照大神) は、今でも宗教上の世襲皇帝<sup>(36)</sup>の祖とされており、世襲皇帝たちは彼の直系の子孫であることを主張している。これらの皇帝たちが太陽の直系の子孫であるという話はここに由来する。テン・シヨウ・ダイ・シン「天照大神」は際立った方法で統治し、死後にも帝国と国民のために多くの奇跡を起こした。彼は今だに日本のすべての宗派から最大の尊敬を受けて、皆から祖先とみなされている。これら地上の神の最初の三人はヒコガ Hikoga (日向) あるいはヒホガ Hihoga の領国にあるタカ・ツイ・ホ Taka-tsi-ho (高千穂) の山に滞在していた。他の人によれば、イセ Ise (伊勢) にいたともいう。というのも、そこに彼らのために、特に

テン・シヨウ・ダイ・シン「天照大神」のために建立された神殿がまだ多く存在しており、そこへは多くの巡礼がなされている。いずれにせよ、帝国のほとんどの領国に彼に捧げられた神殿があると思う。<sup>(\*)</sup>

\*ケンペルによると、テン・シヨウ・ダイ・シン「天照大神」はイザナギ(伊弉諾尊)の長男であった。<sup>(38)</sup> シーポルトによると、彼女は長女であり、その側に立つツク・ヨミ・ノ・ミコト(月読尊)が彼女の兄にあたる。<sup>(39)</sup> 後者が正しい。なぜなら、彼女の名前オホ・ヒベ・「メ」・ムティ Oh-hibe-me-moeti (大日靈貴) およびアマザカル・ムカツ・「ヒメ」・ノ・ミコト Amazakal-noekats-hime-no Mikoto がこれを証明しているからである。というのも、「メ」me と「ヒメ」himeは女性の名称だからである。

アワセス・ノ・ミコト「不合尊」の死によって日本帝国の統治は第三期目に入り、その時点から人間によって統治されるようになった。それはアワセ Awase (不合尊)の死と共に統治者の神的性質も消えてしまったとされるからである。この時代は紀元前六六〇年に始まった。この時代から、彼らの記録にある程度の歴史的价值を与えることができる。それまでの報告はその性質からして、当時の統治に関する彼らの記録がいかに架空のものであるかを十分に示している。しかし、関係をはっきりさせておくためにこれについて要約する必要がある。第三

期目の時代の名称は次の通りである。

人間統治（ニン・ウォー）*Nin-woo*〔人皇〕

これは、紀元前六六〇年におけるジン・ム *Zin-Mu*〔神武〕による宗教上の世襲皇帝 *Mikado* 統治の事実上の創設を含む。<sup>(\*)</sup>

\*いくつかの日本の歴史書には、ジ・ジン・ゴ・ダイ〔地神五代〕およびニン・ウォー〔人皇〕の統治の間に、もう一つの時代があるであろうと言及されている。しかし、これに関する特定の記録はない。後に、ある大祭司がこれに関するいくつかの告知をしようとした。彼はそれが神のお告げによるものであると偽った。しかし、この祭司の告知はひどく混乱していて、その上、主にシーナ帝国に関連したものであり、日本の多くの知識人が私に度々説明してくれたように、彼らの歴史におけるこの時期の部分は全く不確定であり、これに関する告知は偽りとされなければならない。開明的な日本人は、紀元前六六〇年以降に非常に精密に記録された歴史のみを正当なものとして認めている。

ジン・ム〔神武〕は *Awasess-no-mikoto*〔不合尊〕および *Tama-yori-hime Tama-jori-hime*〔玉依姫〕の四番目の息子で、生まれた時に *Sano-no-mikoto Sanono-Mikoto*〔狭野尊〕の名

前を持ち、後にそれが *Kamu-yamat-i-hare-biko-no-mikoto*〔神日本磐余彦天皇〕（*Kanu-Jamato-ihare-biko no-Mikoto*）に変わった。誕生以来極めて順調な心身の発達で際立ち、幼少時より既に飛び抜けて勇敢な考え方をすることで注目されていた。これが理由となり、父は三人の兄を差し置いて彼を王位継承者に決めた。彼らはこれに不満を持たず、それどころか後の征服戦争に際して彼を援助した。

彼は *Izuzu-hime Tsuzu-hime*〔媛蹈鞰五十鈴媛（ひめたたらいすずひめ）〕と結婚し、この結婚によって多くの子供が生まれた。

彼は四十五歳になった時に日本列島に属するすべての島の征服と服従を決意し、陸と海の両方で根気強く戦争を続けて、その幸いな結果として、六年間の戦争の後自らを日本の最高統治者とならせた。

平穩になった後、彼は *Yamato Jamato*〔大和〕という領国に *Kasi-hara-no-miya Kasi-hara-no Mia*〔橿原宮〕という、神殿の形をした宮殿を建立し、そこに *Dairi Dairi*〔内裏〕、すなわち宗教上の世襲皇帝の皇室を確立し、*Mikado* という称号を採った。<sup>(\*)</sup>

\* *Mikado* は本来 *Mikoto*〔尊〕の縮小語である。<sup>(4)</sup> これは *Ten-dsin-siksi-Dai*〔天神七代〕が持つてい



た称号で、真の天霊を意味している。ミカドとは一般的な人間の起源であり、またその性質を持った聖なる人間のことを意味している。ダイリ Dai-i (内裏) は宗教的な宮廷全体を意味している。その他に、宗教上の皇帝を指すためのあまり使われない名称がいくつかある。例えばダイ・オー Dai-Oo (内王)、クウォー Kwo (皇)、タイ Tai (帝)、テンシン Tensin (天子)、これらはすべて同義語である。ミカドは自分について話す時にチン Tsin (朕) と言い、マロ Maro (麻呂) という言葉で署名する。

ジン・ム (神武) はその国を見事に統治し、初めての整った法律制度を導入し、曆法に関する規則を定め、自らの国にアキ・ツ・ス Aki-tsu-su あるいはアキ・ツ・シマ Aki-tsu-sima (秋津洲) という名を与えた。

日本人は一般的に彼を日本のユリウス・シーザー Julius Cesar と見なし<sup>(41)</sup>、彼による統治の始まりにニン・オー Nin-O (人皇) という名を与えた。これは「最も偉大な人間」という意味を持つている。

彼はこのように宗教上の世襲皇帝の王朝の真の創始者である。この統治はオオ・ダイ・シン・オオ Oo-Dai-Sin-Oo (王代人皇か) の名を持ち、すべての宗教上の世襲皇帝は自分をジン・ム (神武) の長子直系子孫と見なしているが、最後の点については多くの例外が存在している。これは後に明らかになる。

ジン・ム (神武) は七十六年統治し、百二十七歳の時に死ん

だ。死後にジン・ム・テン・ウォー Zin-mu-ten-woo (神武天皇) の名前を受けた。これは神性の戦士という意味である。<sup>(42)</sup>

\* 死後やその他の重要な出来事に際して改名することは、日本では君主、高官、有名な司祭、偉大な知識人などにおいて珍しくない。このように、彼らは幼少期と成長後とで異なった名前を持ち、結婚即位、そして死後にそれを頻繁に変更する。このように絶えず改名することによってしばしば混乱が起きる。時には全く些細な理由でそれが行われることもあるからである。

以上のことから、ミカドが日本の真の最高統治者であることは明らかである。この皇帝たちについてある程度の観念を得られるように、ここでこの神聖化された人物についていくつかの特徴を挙げよう。<sup>(43)</sup>

彼らを教皇と比較するのが最も妥当であろう。<sup>(43)</sup> しかし、日本人にとって彼らは「教皇よりも」はるかに神聖な人間と見なされている。ケンペルは次のように語っている。彼らは何があっても地面を触れることはできず、移動に際しては常に運ばれていかなければならない、また、普通の空気を吸うことはできない、太陽が彼を照らしてはいけない、などである。<sup>(44)</sup>

こうした愚行の多くは現在では行われなくなってきたが、ミカドはいかなるものも二度用いてはならないという法がまだ存在している。彼に提供されるものは何であろうがそれを新しい

ものにしなければならぬ。昔は、彼の使用したすべてのものは直ちに破棄されており、この法は現存していると私は明言する。現在ではこれはあまり価値のないものだけに適用され、価値の高いものについては位の高い従臣の間で配られるということとを信頼のおける日本人が私に確言した。

今日ミカドが使っているものがひどく粗雑で安価な布から作られているのは、この破棄制度のためであろう。その上、最近のミカドの芳しくない財政状況が大きな影響を与えていることも確かであろう。

## 即位

基本的には、死んだミカドの長男が継承する。しかし、多くの例外が存在する。ダイリ Daii〔内裏〕の大臣議會<sup>(45)</sup>は宗教上の高官から成っている。彼らは位に関する限りシヨグン Shogun〔将軍〕よりも高位にあり、常に狛下の周りにいて行政の補佐にあたっている（この行政は今日、重要性をほとんど失っている）。ミカドが死ぬと、この議會は即座に秘密の會議を開き、継承するミカドを任命する。その際には、子孫の権利が考慮され、できる限り長男が選ばれる。しかし、より若い子孫や、女性の子孫、例えば死者の娘あるいは未亡人が選ばれる場合もしばしばある。死者の死亡が公表される前に新しく選ばれた人が即位してしまうことが多い位に、この投票は秘密裏に行われる。これは他からの皇位継承権の主張を出し抜くために行

われている。このように、日本では既に長年にわたって既成事実の価値が知られている。

時としてミカドが息子のために退位することがある。これは通常、高齢になってから行われるもので、新しい行政の始まりに際して息子に助言するためである<sup>(46)</sup>。

このような即位方法はしばしば血まみれの戦争を引き起こしてきたはずであることはすぐに理解できるであろう。例えば、より若い子孫がミカドに選ばれた時に、年長の兄弟が彼と王座をめぐる争い、そのために生じたこの上なく残酷な戦争について日本の歴史は記録している。これらの戦争は普通どちらかが全滅しない限り終わることがなかった。

王家の年少者や他の親族はミカドの宮廷で宗教上の高位の官職を務めている。あるいは、ミカドが彼らをダイリ〔内裏〕から引き離したいと望んだ時には、彼らに修道院や大修道院を与える。そうした修道院の運営には大きな収入が伴っている。

ミカド王朝の初期には、これらの皇帝は日本帝国の真の絶対君主であり、望むものを望むだけ民衆に献上させた。ダイリ〔内裏〕の豪華さや輝かしさはこの時代に最高水準にまで高まっていたのであろう。また、それに関する話は信じがたいほどにまでなっている。後になって世俗支配が宗教的支配から分離した時には、財政的および国家的な利害に基づきミカドの収入を制限する必要性が強く存在していた。そこで当時、ミカドはキョト Kyoto〔京都〕という町のすべての収益を固定的な収入

として受け取り、それが不十分な場合に世俗的君主の国庫から援助がなされることが定められた<sup>(47)</sup>。

ミカドは諸州の君主に位の高い称号を与える権利を保持し、それによって時として多額の金銭を受け取っていた。ミカドはこれを自分の収入を増やすためにしばしば利用していた。<sup>(\*)</sup>ダイリ〔内裏〕が徐々に困窮に陥っていったこと（一一八六年以降）は確かで、これは世俗支配の狙いに合致していた。オランダの元弁務官ドンケル・クルティウスは<sup>(48)</sup>一八五九年にナガサキ Nagasaki〔長崎〕からイエド Jedo〔江戸〕に向かう陸上の旅行の機会に、偶然にミカドの宮殿を目にして、日本の宗教上の皇帝である神聖なる陛下の滞在のために定められた建物や建造物ほど貧困で、住み荒らされ、荒廃したものは見たことがないと主張している。

\*ミカドがある領主に高位の称号を与える際に、彼は主君に対する返礼品として莫大な財宝を献上する義務がある。これは受勲者が困窮するほど大きい場合がある。これは国家慣習であるために何も変えることはできない。多くの場合、大変裕福で権力のある領主がイエド Jedo〔江戸〕の宮廷の推薦によってミカドからそのような高位の称号を受ける。これには新しい称号の受勲者の富を穏当な方法で消費させるといふ狙いがある（返礼品によって）。それは彼を恐るる必要のない友人にするためである。財力があり強力な家臣よりも貧乏な家臣の方が警戒せずすむということが日本でもよく知ら

れている。

ミカドは多数の妻を持つことができ、この権利を遍く行使している。多くは通常十二人ほど持っている。王位継承権を持つ王子または王女の母は真の女帝と見なされる。他は妾とされる。ミカドとその宮廷全員には特別な服装があり、これは他の日本人とは完全に異なっている。かぶり物は小さな黒い漆が塗られた帽子からなり、これは小さな筒型軍帽にとっても似ている。これと他の服装との兼ね合いで位を認識することができる。ダイリ〔内裏〕の妻たちも独自の特別な服装を身につけ、これは通常豪華な絹からできている。髪の毛は常に結われず背中に垂れ下がっている。

ミカドが絶対君主であった時代はその居住地を選択することができた。これは常に変更され、二人の連続するミカドが同じ場所に居住することは稀であった。世俗支配が独立してから、キョト Kyoto〔京都〕という町（ミヤコ Miako〔都〕）がミカドの永久的な居住地として指定され、この町の一部分が彼の居住のために整備された。上述した通り、この地区は非常に困窮状態にある。多くの神殿やその他の建物からなり、ダイリ〔内裏〕がそこに住んでいる。世俗の支配者は数人の貴族に指揮された相当数の儀仗兵を彼に与えている。これは彼の権威を高めるためというよりは、むしろ、常に彼を監視し、世俗の支配に障害をもたらすような行為を防ぐためである。

昔からダイリ〔内裏〕のところでは芸術や学問がとても尊重され、両分野の廷臣たちは歴史、詩文、天文などの研究を行っていた。年代記、あるいは曆書というべきものはこの宮廷で作られていた。女性たちは歌や楽器などの音楽にもよく精通している。ダイリ〔内裏〕の若い貴族は剣術、乗馬、走る競技、弓や他の体育の訓練をしている。後に芸術や学問は国家の世俗の首都（イェド〔江戸〕）へ移る。そこには久しく大学があり、これについては後に詳細に記述する。

ミカドの支配は一一六六年には既に失われ始め、彼の日常行政の影響を少しづつなくすことに〔世俗支配が〕成功した。実際、彼は名義上日本国の唯一の「主権者」であるにもかかわらず、完全に世俗支配に依存し、従属するようになった。彼はこのように名前では君主であるが、権力を持たず、キョト〔京都〕に監禁され、数世代前から軟弱になり、行政から完全に閉め出されることに慣れている。何か特別な出来事が起きている時だけ、その情報が伝えられるが、それは世俗支配がその主権を認めているというよりはむしろ、いわば儀礼のためである。しかし、こうした状態はシヨウグン〔將軍〕の単なる不当な横領の結果であつて、国法上<sup>49</sup>ミカドは主権者のままである。また、現在のミカドは大変な精力を持った若い人物であり、ここ数年（一八六一年）、保守派は彼に主権者としての権力を指摘している。そして、彼らは、ミカドを世俗支配に対抗させるための手段として、シヨウグン〔將軍〕が西洋列強と結び、その結果、

ヨーロッパ人の日本滞在が許可されることになった条約を利用している。

\*最近締結された西洋列強との条約（一八五八年と五九年）は、日本の憲法に完全に違反して、シヨウグン（？）あるいはその代理によつて署名されている。ミカドの許可を得るために彼に提出されたことは事実であるが、許可はされていないにもかかわらず、これらの条約は批准され、実施されるようになった。このミカドの許可も一つの形式と見なされていたが、日本憲法に対するこのような違反は多くの領主によつて否認された。これによつて、ヨーロッパ人が日本で曝されている多くの問題、貿易の障害、関税問題、さらには殺害までもが生じた（これについては後に詳細に記す）。

このように条約締結の権限は憲法上ミカドだけに帰属する。キョト〔京都〕側に強力な一団が味方に付いたため、最近日本で大きな混乱が生じ、それにより世俗支配は既に多くの打撃を受けている。現在、この上なく熱烈に行われている政治的争いの結果がどうなるのかは予想し難い。ミカドが昔の立場に戻り、その帝国の総支配を取り戻す可能性はあまりないが、現状から戦いが発生し、長い血まみれの内乱が続き、いずれかの側の全滅につながってしまうことは予想できる。

世俗支配と宗教支配の分離——ヨリトモ JORITOMO〔頼朝〕

—セオグン SEOGUNS ないしシヨグン SHOGUNS〔將軍〕、世俗的な支配者—参謀総長、タイコ TAICO〔太閤〕など

十二世紀の終わり頃の日本帝国は、様々な領主や州の君主の間の紛争によって大きく分裂していた。これらの帝国の有力者たちは益々不穏になり、隣人を犠牲にして自分の領土を拡大しようとした。彼らは益々ミカドの主権から離れ、少しずつ帝国はこの上なく血にまみれた内戦や征服欲の餌食となっていた。

この状況の中でゴ・トバ Go-Toba〔後鳥羽天皇〕というミカドは勢力的に介入し、武力によって帝国の安定と規律を回復し、自分の主権を認めない反逆的領主を厳しく罰することが必要であると考えた。<sup>(50)</sup> 彼はこのために強力な軍隊を整備し、これらの軍勢の最高指揮権および最高司令官あるいは参謀総長<sup>(\*)</sup>を意味するシヨグン〔將軍〕の称号を一番目の息子ヨリトモ〔頼朝〕に与えることを決めた<sup>(51)</sup>（一一八五年）。

\* 当時は長男がミカドの後継者となり、軍隊の総指揮権は二番目の息子に与えられていたが、時々例外もあった。<sup>(52)</sup>

ヨリトモ〔頼朝〕は若い戦士であり、幼少時より既に指導力と勇敢さとして群を抜き、名誉欲も強かった。皇帝軍の最高司令官として多くの重要な勝利を収めた。武功が常に幸運を生み出し、多くの勝利を得る軍の長が多くの場合、君主の命令に従わ

なくなり、武力と権力を合わせ持ちたくなるように、ヨリトモ〔頼朝〕もミカドの命令を聞き入れなくなった。その大将を誇りに思い、彼を神のようにみなしていた軍隊は彼に強い親近感を抱き、ヨリトモ〔頼朝〕はその帝国の行政支配を自分の手中に収め、軍事のみならず内務および内政にも介入した。彼は最終的にサガミ Sagami〔相模〕州のカマ・クラ Kama-Kura〔鎌倉〕で自らの統治を作り上げ、法的主権者から多くの権力を奪い取り、宗教上の事柄に関わる運営といくつかの重要ではない決定のみを残しておいた。<sup>(53)</sup>

彼は一一九一年に、やむを得ない状況下で新しい統制に適応しなければならなかったミカドを訪問し、彼よりセイ・イ・シヨグン Sei-Shogun〔征夷大將軍〕の称号を受けた。<sup>(54)</sup> それ以来この称号には行政支配が結び付いた。

このように、ヨリトモ〔頼朝〕は世俗支配の実際の創設者であるが、フィデヨシ Fidejosi〔秀吉〕すなわちタイコ Taico〔太閤〕が後に実行したほど、支配者から完全に独立していたわけではない。彼は世俗統治においてシヨグン〔將軍〕の長い列の先頭に立った。その内の最初の二十七人の後継者たちは、おおよそ同じ力関係で統治を続け、その独立を強化するよりはむしろ奪った権力を少しずつ失って、再びミカドに従属するようになった。

これらのシヨグン〔將軍〕たちはそれぞれ次の順番で続いている。<sup>(55)</sup>

表1-1 將軍一覧

	ショーグン〔將軍〕の名前 <sup>56</sup>	血筋	統治期間	注
1	ミナ・モト・ヨリトモ Mina-moto-Joritomo〔源頼朝〕	ミカド・ゴ・トバ Mikado-Go-Toba〔後鳥羽〕の息子 <sup>57</sup>	20年 <sup>58</sup>	
2	ミナ・モト・ヨリエ Mina-moto-Jorije〔源頼家〕	ヨリトモ〔頼朝〕の長男	5年	ある人によると、2年
3	ミナ・モト・サンネトモ Mina-moto-Sannetomo〔源実朝〕	ヨリトモ〔頼朝〕の次男	17年	
4	M. ツジヴァラノ・ヨリ・ツネ M. Tudsivarano-Jori-tsune〔藤原頼経〕	クワンブコ・ドーカ Kwanbu-ko Dooka〔関白道家〕の息子	18年	
5	M. ツジヴァラノ・ヨリ・ツゲないしヨリ・ツアネ M. Tudsivarano-Jori-tsuge ; M. Jori-tsane〔藤原頼嗣〕	ヨリ・ツネ〔頼経〕の息子	8年	
6	M. ムニ・タカ・シンウォ M. Muni-taka-Sinwo〔宗尊親王〕	ミカド・ゴ・サガ Mikado-Go-Saga〔後嵯峨天皇〕の息子	15年	
7	コレ・ヤス・シンウォ M. Kore-jasu-Sinwo〔惟康親王〕	ムニ・タカ・シンウォ〔宗尊親王〕の息子	20年	
8	M. ティサ・アカリ・シンウォないしキウメ・シンウォ M. Tisa-Akari-Sinwo ; Kiume- Sinwo〔久明（ひさあき）親王〕	ミカド・ゴ・フカクサ Mikado-Go-fukakusa〔後深草天皇〕の息子	20年	
9	M. モリ・クニ・シンウォ M. Mori-kuni-Sinwo〔守邦親王〕	ティサ・アカリ〔久明親王〕の息子	25年	
10	M. モリ・ヨシ・シンウォないしゾーヌン・シンウォ M. Mori-josi-Sinwo ; Sonun Sinwo〔護良親王、尊雲〕	ダイゴ2世 Daigo II〔後醍醐〕の次男	2年	
11	M. ナリ・ヨシ・シンウォ M. Nari-josi-Sinwo〔成良親王〕	ダイゴ2世 Daigo II〔後醍醐〕の四男	3年	
12	ミナモト・タカ・ウジ Minamoto-Taka-Udsi〔源（足利）尊氏〕	アシ・カゴ・サノ・キノ・カミ Asi-Kago-Sano-Kino-Kami〔足利讃岐守（貞氏）〕の息子	25年	
13	M. ヨシ・ヤキ、何人かによれば、ヨシ・ノリ M. Josi-Jaki, Josi-Nori〔義詮〕	タコウジ Takoudsi〔尊氏〕の三男	10年	
14	M. ヨシ・ミツ M. Josi-Mitzu〔義満〕	ヨシ・ヤキ〔義詮〕の息子	14年	
15	M. ヨシ・モツィ M. Josi-Motsi〔義持〕	タカ・ミツ Taka-Mitzu〔尊満〕の息子 <sup>59</sup>	21年	それ以前に父の元で数年間統治した
16	M. ヨシ・カズ M. Josi-Kazu〔義量〕	ヨシ・モツィ〔義持〕の息子	2年	
17	M. ヨシ・ノリ M. Josi-Nori〔義教〕	ヨシ・ミツ〔義満〕の息子	14年	
18	M. ヨシ・カツ M. Josi-Katzu〔義勝〕	ヨシ・ノリ〔義教〕の息子	3年	
19	M. ヨシ・マッサ M. Josi-Massa〔義政〕	ヨシ・ノリ〔義教〕の次男	49年	
20	M. ヨシ・ティサ M. Josi-Tisa〔義尚〕	ヨシ・マッサ〔義政〕の息子	19年	
21	M. ヨシ・タネ M. Josi-Tane〔義植〕	ヨシ・ティサ〔義尚〕の息子 <sup>60</sup>	18年	
22	M. ヨシ・ズミ M. Josi-Zumi〔義澄〕	ヨシ・タネ〔義植〕の息子 <sup>61</sup>	14年	
23	M. ヨシ・ファル M. Josi-Faru〔義晴〕	ヨシ・ズミ〔義澄〕の息子	30年	
24	ミナモト・ヨシ・テル Minamoto-Josi-Teru〔源義輝〕	ヨシ・ファル〔義晴〕の息子	16年	
25	ミナモト・ヨシ・タイラ Minamoto-Josi-Taira〔源義栄〕	ヨシ・テル〔義輝〕の息子 <sup>62</sup>	4年	

26	ミナモト・ヨシ・アキ Minamoto-Josi-Aki [源義昭]	ヨシ・タイラ [義栄] の息子 <sup>63</sup>	5年	
27	M. タイラノ・ノブナガ M. Tairano-Nobunaga [平 (織田) 信長]	ミカド・オ・ホキ・マツ Mikado O-Hoki-Matsu [正親町] の息子 <sup>64</sup>	10年	
28	M. フィデ・ノブM. Fide-Nobu [(織田) 秀信]	ノブ・タダNobu-Tada [(織田) 信忠] の息子	3年	前任者の監督下で
29	M. フィデ・ヨシ、タイコM. Fide-Josi, Taico [秀吉、太閤]	とある農民の息子	12年	

\*リストに記載されているすべての M. はミナ・モト [源] を指す。

日本の歴史はフィデ・ヨシ Fide-josi [秀吉] によって非常に重要な新しい時代に入るので、この有名な君主に関する特徴をここで記述しなければならない。つまり、二十九番目のシヨグン [將軍]、後にタイコ Taico [太閤] と呼ばれるトヨドミ・フィデ・ヨシ Tojodomi-Fide-Josi [豊臣秀吉] は世俗君主制をより確固たる新しい基盤の上に確立した。彼は実際、ミカドの権力から完全に離脱して、独立して統治することに成功した最初の世俗君主であった。軍司令官として、また、統治者、立法者、そして行政官としてもタイコ [太閤] は特別な才能を持つ人であった。彼は帝国全体の秩序と平和を取り戻し、すべての領主を「自分」の支配に服従させ、ミカドに宗教上の運営のみを残した。

タイコ [太閤] の伝記は主として次のようなものである。彼は一五三五年に生まれ<sup>65</sup>、農民の息子あるいは、他の人によると、貴族に仕える使用人の息子であった。少年時代は薪を集めて割ることで生活しており、青年になつてから、ミカドに對抗していた一人の領主に雇われた<sup>66</sup>。タイコ [太閤] はすぐに特別な勇敢さと軍事における指導力を示し、母国の不幸な状態を極めて正確かつ深く認識した。彼は平穏と平和が実現できるように日本をいかに統治すべきかについて常に計画を立てていた。再び領主たちはミカドに益々対抗し始め、新しい内戦が勃発した。この耐え難い状態を終わらせるためにミカドであるオ・ホキ・マツ OHoki-Matsu [正親町天皇] は武力で介入し、すべての反逆者を懲罰することを決定した。そのために大きな軍隊が準備され、その総司令権はミカドの息子ノブナガ Nobunaga<sup>67</sup> [織田信長] に与えられた。この武將は、反逆する封建君主を罰するためにタイコ [太閤] を雇った。ノブナガ [信長] はその任務の大部分を果たすことに成功し、一五七三年に世俗支配を獲得して、シヨグン [將軍] としての役割を果たし、軍の総司令権をタイコ [太閤] に委ねた。彼は反逆者たちを完全に服従させることに成功した。しかし、その達成から間もなく、帝国の西部にいる封建君主が再び国法に服することを拒否し、彼らを義務に従わせるためにタイコ [太閤] が再び派遣された。

タイコ〔太閤〕が出発してまもなく、既に服従していた人々がノブナガ〔信長〕に復讐する計画を企て、彼を暗殺する秘密の陰謀をめぐらせた。これはアケツイ・ミクス・フィデ Aket-si-Misu-fide〔明智光秀〕という最高位の国家役人に任され、実施された。彼もまた世俗権力を手にしようとした。タイコ〔太閤〕は、自分の君主であり恩を受けた人が暗殺されたことを聞くやいなや、直ちに自分の軍隊を率いて首都に戻り、そこで多くの領主が互いに世俗支配を争って集結している事態に直面した。彼は訓練されて特に高い規律を持った自分の軍隊ですべての反逆者を服従させ、その多くを全滅させ、あるいはその領土から追放し、それらを没収した。彼は必勝の武器をもって短期間で完全に平和を回復させ、一五八六年に自らをノブナガ〔信長〕の後継者と宣言することに成功した。

ミカドはタイコ〔太閤〕の武運に不安を感じて、別の方法で帝国を統治する必要性を強く確信し、相互の関係を互いに調整するとう彼らの提案を熱心に受け入れた。ミカドは彼にダイ・ショー・ダイ・シン Dai-Sjo-Dai-Sin〔太政大臣〕の称号を与え、彼が制定する新しい法はミカドの認可を必要とするという条件の下で、タイコ〔太閤〕がすべての世俗的事柄を統治することが契約で定められた。それに対して、タイコ〔太閤〕はミカドを名義上の主権者として認め、彼にすべての宗教的事柄に関する運営および君主やダイリ〔内裏〕の高官に対するいくつもの称号の授与を任せた。ミカドに残したこれらの僅かな権限がま

だ統治に障害を与えていることをほどなくタイコ〔太閤〕は体験した。国の混乱した状態は特に多くの重要かつ新しい法律の制定を必要としていた。そのため、彼はミカドの権力支配から完全に離脱し、それによってミカドは純粹な「宗教上の皇帝」、すなわち宗教的事項の実際の運営者と見なされなければならなくなつた。<sup>(69)</sup>しかし、日本人が「皇帝」の称号をショーン〔將軍〕に与えたことはなく、世俗的「皇帝」という名称は特にヨーロッパ人による創作である。しかし、彼らは最近これをよく理解し、ヨーロッパ人に対してショーン〔將軍〕のことをしばしば皇帝と呼んでいる。しかし、自分たちの間で最も使用しているのはオ・クボ・サマ O-Kubo-Sama〔公方様〕という名称である。

帝国を完全に平穏・平和にした後、タイコ〔太閤〕は将来の新たな反逆を防ぐことを考慮して新たな法律の制定に専念した。彼は征服した領国の支配者を退位させ、その土地を、戦争で提供された支援に対する見返りを兼ねて、忠実な貴族に与えた。最も近い親友関係にある貴族に自分の領土に隣接した州を所有させ、それほど親密ではない貴族により遠方の領国を与えるように配分を整えた。その上、彼は帝国の統治に資するように、これらの領主が一年おきに一年間彼の宮廷で過ごさねばならぬことを定めた。実際、この処置の目的は、彼らをより監視するとともに、彼らの忠実な訪問を自分の権力に対する服従の証とすることであつた。最も近隣の王子ないし領主は宮廷で交代



することに成り、それによって彼らが自分の領土に同時に滞在し、互いに面会するようなことがほとんどないように調整された。これにより彼は自分の帝国に対する有害な計画が企てられる機会を奪った。彼は各君主が隣接する君主の行為の責任を負うようにした。領主たちが自分の領国に戻る時でも、その妻子は常に彼の宮廷に滞在していた。こうして彼らはある種の人質になっていた。このようにタイコ〔太閤〕はどのような反乱も不可能にし、あるいは少なくともそれが拡大することを相互の監視によって確実に防いだ。オホサカ Ohosaka〔大坂〕、ナガサキ Nagasaki〔長崎〕、ミヅノ Mino〔都〕すなわちキョト Kyoto〔京都〕、サカイ Sakai〔堺〕、および彼が居住していたイェド<sup>(70)</sup>〔江戸〕のような重要な地区は自分のために確保した。<sup>(\*)</sup>彼はこれらの都市に統治者ないし総督を任命した。彼らを毎年交代させ、帝国にとって有益であると判断された場合、どのような場所であっても帝国の領土とする権利を彼は留保していた。<sup>(\*\*)</sup>

\* これらの都市以外にも、広大な農地、特に稲田。

\*\* こうして、最近締結された条約によって外国との貿易のために開港されたすべての場所が帝国の領土にされた。例えば、合衆国の総領事の滞在中、シモダ Simoda〔下田〕、さらにハコダテ Hakodate〔箱館〕、カナガワ Kanagawa〔神奈川〕とその周辺、日本の西海岸にあるネガタ Negara〔新潟〕。これによって、ヨーロッパ人と領主たちとの直接的な接触がすべて防がれ、外国関係のすべてがシ

ョーグン〔將軍〕の監視下にとどめられている。

このように内政を調整した後、彼は主に比較的豊かな人々や裕福な人々が支払う新しい税制度に携わった。自分の土地の豊かな生産を確保し、解散させられた軍の何千もの兵士に有益な労働や良い暮らしを与えるために、彼は特に農業を推奨し、これを特別に保護したほどであった。長年の戦争に慣れて、新しい平穩に不慣れた君主やその兵士たちによって、彼の統治は当初多くの抵抗に直面していた。彼らに仕事を与えるために、これらの厄介な武將たちとその軍隊をコーライ Corai〔高麗〕に送り、彼が権利を主張していたこの半島を征服しようとした。

ある人によると、二十万人からなる軍隊が出撃した。しかし、様々な障害、特にコーライ人の特別な勇敢さと戦わなければならず、彼らは長年にわたって戦争をしたが、取り立てて言うほどの利益は何も得られなかった。

この半島に七年間滞在した後、彼らは日本に戻ることを許されたが、消耗し、疲労困憊し、困窮し、兵員にとつともなく大きな損失を被ったため、これらの君主たちはタイコ〔太閤〕の後継者であるイイエヤス Ieyasu〔家康〕の統治に無条件で服従できることをとても喜ぶほどであった。

上記の改善を実行した後、タイコ〔太閤〕はその他の社会的違反に対する多くの法を制定した。これらはすべて特別な厳しさを示している。これは、違反に対して特別に重い罰を与える

ことで犯罪を未然に防ごうとする考え方から出発しているようである。<sup>(\*)</sup>

\*タイコ〔太閤〕はこれらの重い罰を小さな違反に対して適用する必要がないことをよく承知していた。その中でも特に害を与えようとする「特別な故意」が証明されていない場合もそうである。彼は、違反が故意に行われたわけではないことが判明した場合に、法的権限を持った高官に罪を軽くする権限を与えた。このような場合、被告は公的に起訴されずに、これらの訴訟は言わば「内密に」処理される。このような訴訟の処理の仕方を「内側」*binnenkant* と呼ぶ。これはつまり、内密を意味し、「外側」*außenkant*、つまり「公」<sup>(1)</sup>、「公的」の反対である。こうした法律の運用を私は多くの点で不適正であると思う。というのも、このようにより自由な裁量が適用されることで罰はとて不平等となり、違反者たちは多くの場合、裁判官の個人的な考え方に依存してしまうからである。例えば、私がナガサキ〔長崎〕に滞在していた時に、ある総督が全く罰しなかった違反を別の総督が厳しく罰するのを見たことがある。しかし、ある犯罪が一旦「告知」される、つまり「外側」になると、その場合、法の完全な残酷さが適用されなければならない、違反者は、位や身分がどのようなものであろうと、それから免れることはできない。この内側と外側は日本の統治制度に重要な役割を果たしており、後にこの話に戻る。

彼は功績を評価し、成果に十分な報酬を与えることで、労働意欲や研究意欲を奨励することに成功し、解散させられた兵士たちによる過度の贅沢や怠惰に対して罰則を定めた。

このように、タイコ〔太閤〕は世俗の王朝を確固たる基盤の上に設立し、十年間で帝国の統治を整えた。そのため、日本人は彼を特別な人間と見なして、常に最大級の敬意を込めて彼のことを話している。しかし、統治していた当時は、彼はそれほど愛されていないかつたようである。これは部下たちを秩序と規律に従わせたことから説明できるであろう。一般に、こうしたことはその時はあまりよく受け入れられないが、基本的にその子孫たちには最大の成果が得られるのである。

内的な事柄、すなわち、より適切な言葉を使えば、内政部門が調整されてからは、次に外国関係の番であった。日本人は外国の国々との交流からは何も得ることがなく、帝国は必要な物を十分に生産できるとタイコ〔太閤〕は考え、ヨーロッパ人が日本に伝えた新しい信仰が次第に拡大したこと（一五四二年よりポルトガル人が日本にいた）を帝国の平穩が持続する上での大きな危険と見なした。彼は自ら議長を務める会議に自分の領主たちの中でも最も啓蒙された者たちを集め、そこで外国関係の重要性について話し合った。この会議で、帝国は外国人に対して閉鎖されるべきであり、キリスト教を制限するための対策を案出しなければならぬことが基本として決定された<sup>(2)</sup>（後にこの制限は完全な根絶へと変更されることになった）。しかし、これ

らの基本決定の実行は後継者に任された。これについては当該箇所<sup>(73)</sup>で記述する。

十二年間の統治後、タイコ〔太閤〕は六十三歳で亡くなり、自分の未成年の息子フィデヨリ Fidejori〔秀頼〕に帝国を秩序の良い状態で残した。彼は、タイコ〔太閤〕の寵愛する一人で、最も近い顧問の一人であったイイエヤス〔家康〕の保護および後見の下にあった。死後にタイコ〔太閤〕はトヨクニ・ダイミヨシン Tojukuni Daimiosin〔豊国大明神〕の名の下で神格化された。フィデヨリ〔秀頼〕はタイコ〔太閤〕の最後の遺志に従ってイイエヤス〔家康〕の娘と結婚するはずであった。また、イイエヤス〔家康〕は、フィデヨリ〔秀頼〕が十五歳（他の人によると十八歳）になる時、彼に帝国の統治を引き渡すことを死に際の君主に強く誓った。

イイエヤス〔家康〕は、後見を引き受けるとすぐにミカドに反抗し始め、彼の権力から離脱しようとした何人かの王子たちに懲罰を加え、そして最終的に自分の被保護者に対して戦争を仕掛けた。フィデヨリ〔秀頼〕はキリスト教徒にとっても親近感を持ち、自分も新しい教義に則って育てられるよう願いを伝えていたらしい（ある人によると、彼は本当にキリスト教徒になった<sup>(73)</sup>）。いずれにせよ、フィデヨリ〔秀頼〕は日本のキリスト教徒から支援を得たが、彼らは彼を完全に守るほどの力を持つてはいなかった。

イイエヤス〔家康〕は彼を何度も打ち破り、フィデヨリ〔秀

頼〕が最後に逃れたオホサカ城〔大坂城〕の占領によって彼を完全に屈服させた。ある人によれば、彼は最終的に逃亡先で降伏を迫られた際、約束を破った義父の手に落ちるよりも焼死することを選択し、城に火を付けた。

他の歴史記述者たちによると、彼は火の中から帝国のほぼ最南地区のサツマ Satsuma〔薩摩〕領国へ逃れることができ、今でもそこにフィデヨリ〔秀頼〕の子孫が現存しているという<sup>(74)</sup>。

オホサカ城〔大坂城〕の征服後、イイエヤス〔家康〕は世俗支配を完全に掌握した。彼はタイコ〔太閤〕と全く同じ制度で統治したが、日本の支配者という名称しか残らないほどミカドの権力を削減した。彼は、タイコ〔太閤〕が着手し、その大部分を作り上げた法律を完成させた。これら新しく導入された法令をすべて集め、それらから、死後にゴンゲンサーマ Congen-Sama〔権現様〕の法律と称された一種の国法を作り上げた<sup>(75)</sup>。これは日本国民からは、タイコ〔太閤〕とイイエヤス〔家康〕という有名なシヨウグン〔将軍〕による神聖で侵すことのできない伝承と見なされている。

\*この憲法においては、すべての日本人は、「法的」な許可なく帝国を訪問している外国人と出会えば、いずれにおいてもそれを殺さなければならぬなどの命令が発せられている。これを基に、保守派は、新しく締結された条約がミカドによって批准されていないため「非合法」であり、デシマ Desima〔出島〕以外で出会うヨー

ロッパ人を殺すことは、単に権利というだけでなく義務であるとしている。シヨグン〔將軍〕の從臣はこれを誤りであると主張しているが、この条項が確かに存在していることに疑いの余地はなく、日本人の多くはその命令の実行を正しい行いであると考えている。<sup>(76)</sup>

イイエヤス〔家康〕は後見期間を含めて十四年間統治した。死後、ゴンゲンサーマ〔権現様〕の名称で前任者と同様に神格化された。彼はキリスト教の弾圧を一層厳しくし、一六〇九年に彼の帝国において貿易をする自由を与える帝国の命令書（許可証）をいくつかの条件下でオランダ東インド会社に与え、自分の血筋を引くシヨグン〔將軍〕の王朝を設立した。

彼の後継者は次の通りである。（將軍一覽統系<sup>(77)</sup>）

シヨグン〔將軍〕家の直系が途絶えた場合、ミトMito（水戸）、オワリOwari（尾張）およびキ・シュKishiu（紀州）の三つの君主の家から選択し、帝位を継承することを日本の国法は想定している。これらの家はゴサンカイGosankai なごしゴサン・ケGosan-Ke（御三家）という名称を持つ。男性後継者がいない場合にシヨグン〔將軍〕が選出「されなければならぬ」選帝侯の家系である。このように、帝位継承はイイエヤス〔家康〕の家系における子孫の間で保持されている。というのも、この君主は、オワリ〔尾張〕、ミト〔水戸〕およびキ・シュ〔紀州〕の領国をその三人の兄弟に与え、直系の王位継承者がいない場合、この三つの傍系から選出しなければならぬ

ことを定めたからである。<sup>(78)</sup> 政治的な感情がこれほど重要な役割を果たしている国においてはシヨグン〔將軍〕の選択がそれほど平穩には終わらず、各候補者が支持者の支援を受けながら自分が選択されるように可能な限りの陰謀を企てることは容易に理解できるであろう。これらの騒動が起こることをできるだけ防ぐために、シヨグン〔將軍〕の從臣たちは君主の死亡を宮殿の外部に公表することを厳罰によって禁止している。死の直後に、息子が存在するならば、後継者は任務に就く。そうでなければ、選帝会議が開かれ、三人の選帝侯の資格について検討し、新しいシヨグン〔將軍〕を選出する。この選択はミカドの許可と批准を受けなければならない。イイエサダIyesada〔家定〕が一八五八年に亡くなってから、ミト〔水戸〕とキ・シュ〔紀州〕の君主が候補者となり、いずれかを立てるための激しい争いが行われた。摂政派（イ・イカモン・ノ・カミ）Ikamon no kami（井伊掃部頭直弼）が勝利し、一八五八年の末にキ・シュ〔紀州〕の君主がミナモト・イイエモツイMinamoto Ijemotsi（源家茂）の名前で帝位を継承した。彼は当時まだ未成年であり、ゴタイロGotairo（御大老）としてのイ・イカモン・ノ・カミ（井伊掃部頭直弼）に実際の政治が委ねられたが、これは最も難しい時期に行われたのである。というのも、丁度この時、西洋列強がオランダおよびアメリカと同様の貿易協定を結ぶことを日本政府に要求するために、その代表を小艦隊と共にイエド（江戸）に送っていたからである。これら

表 1-2 将軍一覧 (続き)

	ショウグン [将軍] の名前	血筋	統治期間	注
30	M. フィデ・ツグ M. Fide Tsugu [秀次]	タイコ [太閤] の甥、ヨー Joo [三好一路] の息子	極短期間	タイコの命令で後見がついた。
31	M. フィデ・ヨリ M. Fide Jori [秀頼]	タイコ [太閤] の息子	名前のみでしか統治していなかった。	保護者イイエヤスは彼の代理として統治した。
32	ミナモト・イイエヤス Minam: Jjejasu ; Jjejas [源家康]		14年	上記の後見期間を含む。
33	M. フィデ・タダ M. Fide Tada [秀忠]	イイエヤス [家康] の三男	18年	
34	M. イイエ・ミツ M. Jje-mitzu [家光]	フィデ・タダ [秀忠] の息子	21年 <sup>80</sup>	
35	M. イイエ・ツナ M. Jje-tsuna [家綱]	イイエ・ミツ [家光] の息子	30年	
36	M. ツナ・ヨシ M. Tsuna-Josi [綱吉]	イイエ・ミツ [家光] の息子	28年	
37	M. イイエ・ノブ M. Jje-Nobu [家宣]	ツナ・ヨシ [綱吉] の息子 <sup>81</sup>	4年	
38	M. イイエ・ツグ M. Jje-tsugu [家継]	イイエ・ノブ [家宣] の息子	3年	
39	M. ヨシ・ムネ M. Josi-mune [吉宗]	キ・シュ [紀州] 選帝侯 <sup>82</sup>	29年	ゴサンカイ [御三家]、それもキ・シュ [紀州] 家から選ばれた最初のショウグンであった。
40	M. イイエ・シゲ M. Jje-sige [家重] <sup>83</sup>		17年 <sup>84</sup>	
41	M. イイエ・ファル M. Jje-faru [家治]		25年	
42	M. イイエ・ナリ M. Jje-nari [家斉]	イイエ・ファル [家治] の養子 (?) <sup>ママ85</sup>	51年	
43	M. イイエ・ヨシ M. Jje-josi [家慶]	イイエ・ナリ [家斉] の息子	15年	イイエヨシ、よくイイエヨシ Yeoshi と間違っ て呼ばれているが、アメリカとの 協定締結後に急死した。ミト [水戸] の従臣に殺害された可能性が高い。
44	M. イイエ・サダ M. Jje-Sada [家定]	イイエ・ヨシ [家慶] の息子	5年	水腫で死去した。
45	M. イイエ・モチないしモツイ M. Jje-moti ; motsi [家茂]	キ・シュ [紀州] 選帝侯 <sup>86</sup>	1858年より現在まで	イイエサダは息子なしで死去し、ゴサンカイ [御三家] の中から、イイエモツイが王位継承者として選ばれた。

の交渉の詳細は後述する。ここでは、ミト〔水戸〕とサツマ〔薩摩〕の従臣によってイ・イカモン・ノ・カミ〔井伊掃部頭直弼〕が一八六〇年三月二十日に江戸の路上で殺されたことを記しておくだけで十分であろう。彼は保守派の犠牲者として斃れた。

\*イギリスは、後にインドの総督となったエルギン・キンカーデイン<sup>(87)</sup>卿 Lord Elgin and Kinkardine をそのために派遣した。フランスは後にイギリス宮廷での大使となったグロ男爵 Baron Gros、ロシアはロシアの軍務に従事していた提督プチャーチン伯爵 Graf Putiatine を派遣した。いずれもほぼ同じ内容の条約を得た。前者はリンネルの輸入に関して重要な減税を実現した（二〇％から五％へ）。

世俗支配の起源および世俗支配が宗教支配から「強者の権利」によって分離していった方法について、以上の数頁で十分かつ明快に解説したと思う。ここで少しばかり、最近締結された条約と支配の分離の関係について説明する。ミカドは日本帝国の主権者であり、その名の下で条約を締結することのできる唯一の人であるということは明らかであるが、それは行われていない。（列強は）イェド〔江戸〕に話を持ちかけた。これは確かに正しい方法であったが、条約を締結したシヨウグン〔将軍〕は主権者であるミカドにそのための委任状を要求すべきで

あった。これは、シヨウグン〔将軍〕が条約交渉を行ったヨーロッパ列強のそれぞれの代理に、交渉に先立ち、関連する委任状の提示を要求したと同じことである。この怠慢は、どのような詭弁で言い訳しようとしても、ヨーロッパ列強が法的主権者からの特別の委任状を持たず、なおさらその地位の性質上でもそのような権利がない日本の最高位の官職（シヨウグン〔将軍〕）と条約を締結したことは事実である。このように、これらの条約は事実上無効であり、ミカドからの承認が得られるまではそのままである。<sup>(\*)</sup>その上、日本の国法はミカド以外によって締結されたこのような協定を完全に不法かつ無効としている。特にその結果において重大なこの誤りの唯一の原因は、日本の内務に関して必要な知識が欠如していたことである。ヨーロッパの列強はこれを認め、キヨト〔京都〕の宮廷にこれらの締結済みの条約を承認するように強く要請すべきであろう。それによってしかこれらの条約は期待された利益を生み出し得ないのである。

\*これは数か月前に実際に行われたらしい<sup>(90)</sup>。

シヨウグン〔将軍〕による承認だけで（効力を発するのに）十分であると主張し続けられ、常に繰り返される襲撃、貿易における各種の障害、帝国自体に起こる絶え間ない内戦、そして自分の伝統を放棄するまいとする東洋民族の無法な行為から生

まれるあらゆる事態を予想しなければならない。<sup>(\*)</sup>

\*ある日、ある高官がこれについて、なぜイギリス政府はスターリング提督 Admiral Stirling が日本と締結した条約を否認したのかと私に尋ねた。それは知らないと私が答えると、彼は次のように答えた。「日本ならそれを知っている。その理由とは、スターリングがこのような条約を結ぶための委任権を持っていなかったからである。それと同じ理由で、シヨーグン〔將軍〕と締結されたすべての条約は無効である。彼はミカドの許可なくそれを行うことができないのである」。しかし、もしスターリングの条約が権利や利益の授与においてそれほど制約的でなければ、それを無効にしたかどうかは私には分からない。これについては後に詳細に記す。

## 第二部 解説

### 一、ポンペの先達と典拠

以上、『日本滞在看聞記』における日本史に関する記述を見てきた。ポンペが日本史を記述した以前にも西洋人による日本史の研究が行われてきた。初期にはイエズス会士が日本について定期的に報告したが、彼らの注目は当時の出来事に注がれて、日本の古い歴史や当時出来上がっていた政治的構造、とりわけ天皇と將軍との関係の成立過程には向いていなかった。初めて日本の通史を書いた西洋人はケンペルである。

ケンペルは日本史執筆のために『大日本王代記』<sup>(92)</sup>を利用した。これは庶民の歴史年表であり、冒頭に天神七代および地神五代を挙げた上で、神武天皇から今上天皇までを扱い、各天皇の年代記を掲載している。大英博物館に残るケンペルのノートからケンペルが本書を詳しく研究したことが分かる。<sup>(93)</sup>ケンペル『日本誌』における日本の歴史記述には別の典拠を参考した形跡もあるが、内容は概ね本書に沿っている。

日本史の研究のために歴史年表を利用するということは、ケンペルの後にも受け継がれた。テイチングは『大日本史』<sup>(94)</sup>を始めたとする多くの日本の資料を利用したが、その中でも『日本王代一覽』<sup>(95)</sup>を精力的に研究した。テイチングの翻訳は死後にクラプロートによって編集・出版された。<sup>(96)</sup>『日本王代一覽』は神武天皇から正親町天皇までの各天皇の事跡をまとめた歴史年表であり、構成・内容において『大日本王代記』と類似している。<sup>(97)</sup>本書は江戸期に広く流布した。シーボルトやフィッシャーも本書をオランダに持ち帰っている。<sup>(98)</sup>シーボルトの方は『和漢年契』<sup>(99)</sup>を利用した。これは日本と中国の対照歴史年表であり、上下二つの欄があり、上の欄に各天皇名を見出しとして掲げ、その天皇の時代に起こった出来事が記されている。下の欄に中国の皇帝およびその時代の出来事が掲載されている。

これらの歴史年表の特徴は、天皇が中心的存在として扱われていることである。『大日本王代記』および『日本王代一覽』では各天皇名が見出しになっており、本文ではほとんど天皇に

まつわることしか記されていない。將軍に関する記載はどこどころ本文に出てくるだけであり、その存在感は非常に薄い。また、『和漢年契』においても、將軍についての記述は欄外に付け加えられているだけである。このように西洋人が利用した各日本歴史年表における中心的存在は天皇であった。將軍が世俗の主権者であったということはこれらの歴史年表から到底推察できない。唯一、將軍を中心に扱っている資料は、ティチングが翻訳した「日本の主権者即ち現王朝將軍家の家伝と逸話」の原資料である。当時の日本では將軍家を中心に扱った歴史書の刊本が少なかつたようである。<sup>(10)</sup>とはいえ、当時の將軍家にまつわる逸話などは写本の形で流布していた。このような写本をティチングが利用出来たことはその学問的追究及び日本で築いた友情と信頼の深さを物語っている。しかし、この例外を除けば、当時の西洋人の日本史研究家が利用出来た資料の多くは天皇を中心的に扱っている。そのため西洋人が記した日本史にも、典拠の性質上、天皇についての記述が多い。

ポンペもケンペル、ティチング、シーボルトと同様に日本の幾つかの歴史書をオランダに持ち帰ろうとした。ポンペはその中に二十二巻から成るものがあつたと記しているの、恐らくそれは頼山陽著『日本外史』<sup>(11)</sup>であつたと推測される。本書は漢文で書かれた二十二巻から成る史書で、幕末に広く流布した。それまでの西洋人日本史研究家たちが主に利用した天皇中心の歴史年表と違って、本書は武家を中心に扱った生き生きとした

歴史叙述書である。平安時代末期の平氏から始まり、徳川氏（徳川家綱）までの各武家の列伝を語っている。しかし、武家中心とはいっても、尊王が最高の道徳であるという思想が本書の隅々にまで染みわたっている。ポンペが本書を読解したとは到底考えられないが、その本を持っていたということは、彼に日本の歴史について教示した人物の史観を窺わせる。しかし、それらの資料は嘗てのドゥーフの日本コレクションと同様に難破によって失われたため、ポンペは最終的に自分のノートやケンペル、シーボルトの著書を利用せざるを得なかつた。

ポンペの日本史の冒頭に扱われている神話（天神七代および地神五代）については幾つかの小さな違いを除けばシーボルト『日本』第三部「日本の神話と歴史」から転載している。シーボルトの典拠は間接的に『日本書記』に辿ることができ、天皇支配に関するポンペの情報源は専らケンペルである。宮廷についての記述は元々カロン『日本大王国志』における記述をケンペルが増補したものである。<sup>(12)</sup>頼朝の記述に関してもポンペはケンペルを参照しているが、幾つかの違いがある。例えば、頼朝が後鳥羽天皇の二番目の息子であつたという誤りはケンペルにはない。ポンペをこの誤りに導いた根拠は天皇の長男が後継者となり、二番目の息子が將軍になるという情報であろう。この情報はカロン『日本大王国志』に記されている。<sup>(13)</sup>なお、頼朝による將軍支配の確立の経過はケンペルやシーボルトよりも明解で綿密に分析されており、これについてポンペは日本人に教



示を受けたことが窺える。頼朝以降の歴代將軍表はケンペルが『日本誌』に掲載している表に酷似している。しかし、ポンペは第二部でこの表を日本人の歴史学者に作成してもらったと記している。典拠は不明である。<sup>(19)</sup>ポンペは秀吉に注目し、その人物像や政策について詳細に記述している。このような記述はケンペルやシーボルトの著書には見られない。テイチングは上述の「日本の主権者即ち現王朝將軍家の家伝と逸話」で秀吉についてかなり詳細な説明をしているが、ポンペのように政策の分析までは行っていない。また、イエズス会士の著述にも秀吉が頻繁に登場するが、秀吉の政策をここまで掘り下げて分析したのはポンペが初めてであろう。

なお、ここでポンペが使用している日本の固有名詞の綴りについて説明する必要がある。例えば、神話に関しては、ポンペはシーボルトの情報を転載しているが、神の名前に関しては綴りが若干異なる。特に音節の区切り方に違いが見られる。シーボルトは基本的に助詞「の」を前の名詞に付ける形を取っているのに対して、ポンペは「の」をハイフンで区切って独立させている。例えば、伊弉諾尊を、シーボルトは *Iza-na-gino-mikoto* と綴っているのに対して、ポンペは *Izanagi-no-mikoto* と綴っている。

ポンペは、神の様々な名称については著者によって少しずつ異なっていることがあると指摘し、日本人の友人たちに最も正しい書き方を教えてもらったと記している。また、神話につい

ての記述の注でもこの課題について多くの日本人の知識人に説明を聞いたと記されている。これらの事柄はポンペの日本史を書くための情報収集の方法を窺わせるものでもある。その方法は、資料に基づいた精密な研究というよりも、多くの知識人に口頭で教えてもらうという形を取っていたようである。そのため、ポンペの歴史記述はケンペルやシーボルトのものと違って、全体像がしっかりしている。

## 二、日本史の時代区分

『大日本王代記』は歴代天皇の順に並ぶ年代記であり、時代区分はされていないが、ケンペルは『日本誌』において日本の歴史を三つの時期に区分している。即ち、第一期は架空の時代とし、これは天神七代と地神五代の時代である。第二期は歴史的に疑わしい時代とし、これは日本の国が出来た時から紀元前六六〇年の日本初代の君主即ち神武天皇までの時代を指す。第三期は神武天皇以降の時代で、歴史的に確かな時代である<sup>(20)</sup>と考えた。ケンペルは第三期をさらに三期に分割し、第一期は神武天皇による肇国よりキリストの誕生まで、第二期はキリスト誕生より頼朝誕生まで、第三期は頼朝以降である。日本史の時代区分にキリストの誕生を用いるキリスト教的史観<sup>(21)</sup>はさておき、ケンペルは頼朝の誕生を重視した。これは、ケンペルが頼朝を初代の將軍即ち初代の世俗皇帝として見たからである。しかし、この時代区分にはそれ以上の意味がなく、あくまでも『日本王

代記』に従って歴代天皇の年代記を辿っている。

シーボルトには「民族文化の発展および現国家形態の生成と確立の歴史」という掘り下げた論文があるが、この論文は『日本』一八三二年版には部分的にしか掲載されず、トラウツの再版<sup>(117)</sup>(一九三〇年)において初めて発表されたので、出版年からすると、ポンペはそれを利用出来なかつたはずである。ポンペがシーボルト『日本』で参考出来たのは、日本人の起源より信長までを論じた部分及び日本の神話や歴史について記述された「日本歴史への寄稿」である。シーボルトが利用できた神話の典拠は上述の通り『日本書記』に遡ることができる。神話以外の歴史については、『和漢年契』の中から「漢」を省いた日本史に関する部分だけを採用し、典拠の名前も「和年契」に改めている<sup>(118)</sup>。この『和漢年契』の情報に基づいてシーボルトは日本の歴史を五期に分類した。第一期は征服者神武より第一回高麗戦争まで、第二期は第一回高麗戦争より仏教伝来まで、第三期は仏教伝来より源頼朝による將軍支配の確立まで、第四期は源頼朝による將軍支配の確立より源家康まで、第五期は源家康と新秩序の建設から現在までである<sup>(119)</sup>。この時代区分から、シーボルトが仏教伝来の他に源頼朝及び徳川家康を重視したことが分かる。

ポンペの時代区分はケンペルやシーボルトの時代区分と大きく異なる。ポンペは日本の歴史を三つの時期に区分している。

第一期は起源史即ち神話の時代、第二期は人皇即ち天皇支配の

時代、第三期は世俗支配の離脱即ち將軍支配の時代である。このようにポンペは、起源史の後に、天皇支配の時代及び將軍支配の時代を初めて明確に分けている。天皇支配の代表的人物としては、神武天皇を取り上げ、將軍支配の確立者としては源頼朝、豊臣秀吉及び徳川家康に注目している。ケンペルやシーボルトの時代区分における編年史的な性質に対して、ポンペの時代区分は政治形態を基としており、日本の歴史の動きの大勢を捉えている。このようなポンペの時代区分は明瞭であり、西洋における日本史理解の一つの重要な展開を遂げている。

### 三、天皇と將軍との関係

ポンペの時代区分においては天皇と將軍との関係が重要な要素である。この関係は西洋人の日本史研究家の間で大きな問題であった。上述したようにイエズス会士は天皇と將軍の関係に關しては明瞭な理解を持っていなかつた。イエズス会士の書簡や歴史書には、將軍は通常クボ「公方」と記されている。それに対して、天皇は「王」や「ダイロ」(内裏)と呼ばれていた。初めて天皇と將軍との関係の説明を試みたのはカロンである。『日本大王国志』では秀吉が内裏から帝冠を授けられ、内裏はローマ教皇のような存在となったということが記されている<sup>(120)</sup>。そこから西洋において將軍を皇帝に準える概念が成立した。ケンペルはカロンに従って天皇を「宗教的世襲皇帝」(geistliche Erbkaiser)、將軍を「世俗皇帝」(weltlichen Kaiser)と定義し

ている<sup>(16)</sup>。これらの用語は神聖ローマ帝国を想起させるものである。神聖ローマ帝国の出身であったケンペルとしては、日本の政治形態の考察において、母国と日本との類推が無意識にもなされたはずである。神聖ローマ帝国は大小の複数の国から構成され、ローマ教皇がその宗教的リーダーとして存在し、神聖ローマ帝国の皇帝の戴冠式を行っていた。皇帝はそれにより世俗権力の大義名分を得、ローマ教皇の守護者としての役目を負った。しかし、マクシミリアン一世の宣言によりこの戴冠式が不要となり、徐々に世俗支配が宗教支配から離脱した。一方、この皇帝の権威も帝国の至るところで均一であったというわけではなく、皇帝の直轄領以外の公国は自治権を持っていた。また、帝国の国政は皇帝に委ねられたのではなく、国家的問題は主要な諸侯によって構成される帝国議会で議論された。このように当時の神聖ローマ帝国と日本帝国はその国政において多くの類似点を持ち、ケンペルによる「宗教的世襲皇帝」及び「世俗皇帝」という用語の使用から、ケンペルは天皇をローマ教皇、將軍を神聖ローマ帝国の皇帝に準えて理解したことが分かる。ケンペル以降幕末まで、この類推は他の西洋人日本史研究家に受け継がれる。実際にポンペも即位についての説明のところで、御三家を「選帝侯」*keurvorsteijke geslachten*（ドイツ語 *Kurfürsten*）と呼んでいる。この「選帝侯」という用語は神聖ローマ帝国の専門用語であり、皇帝を選ぶ権利を持っていた七名の諸侯を指していた。

一方、シーボルトが宗教をもって日本歴史の流れを説明しようとしたことは有名である。シーボルトの解釈によると、天皇が絶対的な支配権を手に入れたのは日本に元々あった神道という原始宗教を利用したからである。しかし、仏教の伝来がその支配権を揺るがした。天皇は支配権を守るために新しい宗教を味方にしたが、やがて数世紀も続く闘いが起こり、キリスト教も闘争に加わった。この闘いの末、天皇の支配権が、仏教を国家宗教として承認した將軍によって篡奪され、新しい封建制度が形成された<sup>(17)</sup>。ポンペはこのシーボルトの宗教的解釈を受容していない。

ポンペは天皇の地位に関しては、基本的にケンペルによる「ローマ教皇」との類推を受け継いでいる。しかし、ケンペルのように天皇の支配権を宗教的な事柄に限定することなく、また、シーボルトのように支配権が將軍に移ったともせず、將軍が天皇から支配権を篡奪した後でも、日本の国法上の主権者、すなわち真の主権者は今でも天皇であると主張している。この点においては、江戸期の安定した幕府支配を経験したケンペルやシーボルトと違って、尊皇攘夷が勃発した激動する幕末の日本を経験したポンペの時代背景の影響も窺える。しかし、同じ時期に日本に滞在したオールコックはこの憲法上の主権を否定し、將軍が国家の長であると主張している。その理由として、日本は兵士の国とされている以上、軍隊の長が事実上国家の長であるという説明を行っている<sup>(18)</sup>。しかし、他方ではこの將軍の

支配権も名目だけになり、真の権力は將軍の閣老會議あるいはむしろ大名たち全員にあるとしている。そのため、条約の締結に天皇の批准が必要であるという主張は、これらの条約に反対している大名たちの大義名分にすぎないと考えている。天皇の批准自体は形式的なものであり、天皇は外交に関して実際に権力がなく、また関係もないとオールコックは論じている。<sup>10)</sup> それに対して、ポンペは異なる見解を示している。ポンペは歴史記述の最後の部分でこの問題に戻り、將軍が条約交渉の際に主権者である天皇からの委任状を持っていなかったため、これらの条約は事実上無効であり、有効にするためには天皇の承認が必要であると主張している。このように、ポンペによる日本の主権者に関する見解は他の西洋人と異なり、むしろ尊皇思想に近い形跡が見られる。

#### 四、結論

ポンペの日本史観には三つの特徴を見ることが出来る。一つ目は政治形態に基づく明瞭な時代区分である。この時代区分は日本史の動きの大勢を的確に捉えている。二つ目は神武天皇、源頼朝、豊臣秀吉、徳川家康という歴史上重要な人物についての詳細な分析である。その中でポンペは特に秀吉に注目し、その政策を詳細に取り上げた。三つ目は幕府政治を詳細に解説しながらも、天皇を日本の真の主権者として位置づけたことである。特にこの最後の特徴は激動の幕末日本を生きた多くの日本

の知識人の見解と重複している。つまり、それは天皇が真の主権者であるという復古主義と社会安定のために必要な幕府維持の両立という矛盾であり、ポンペも日本の知識人との触れ合いの中でこの矛盾に染まっている。このためにポンペの日本史には史論的色彩が濃厚であり、ポンペは政治の変遷を人物を中心に捉えようとし、そこから幕末期の政治的実情を説明しようとしている。この点においては、ポンペはケンペルのキリスト教的史観やシーボルトの民俗学的史観のような西洋的史論ではなく、日本側の視点に立つて日本史を見つめていると言える。

#### 附記

ポンペの研究は末中哲夫先生との出会いで始まった。末中先生は『日本滞在看聞記』の重要性を示し、その和訳および研究を勧めてくれた。研究を始めてから、末中先生と定期的にお会いし、内容、分析、研究方法について懇篤なご指導を頂いた。本稿の成るに当たって、国際日本文化研究センター図書館にお世話になった。宮田昌明氏は翻訳作業における日本語文章作成に協力した。妻桂子は原稿を校閲した。厚く感謝申し上げる。

注

- (1) 国際日本文化研究センター所蔵本を利用した。
- (2) 沼田次郎・荒瀬進訳『ポンペ日本滞在見聞記』新異国叢書十、東京、雄松堂書店、一九六八年。
- (3) 本稿ではその中の「日本帝国の古い歴史」、「宗教的および世俗的な支配」、「ミカドとショーングン」の三項目のみ和訳した。
- (4) 序文では次の様に記されている。「日本に関する完璧な歴史を読者に供するのが私のねらいではない。われわれがそれほど貴重な著述に接することのできる日はまだそんなに近づいてはいないのである。しかしそれゆえにこそ各人は、自分の認識と経験を根拠としてなんらか貢献することのできる人は誰でも、この大きな目的をできるだけすみやかに達成するために協力しなければならない」(和訳は前掲沼田次郎・荒瀬進訳『ポンペ日本滞在見聞記』一八頁による)。
- (5) 「日本帝国」、原文 *het Japanische Keizerrijk*。十七〜十九世紀のオランダで出版された日本関係図書の著者の多くは「日本」を *Keizerrijk* あるいは *Rijk* (帝国) という用語を用いている。ポンペも両用語を併用している。*Rijk* は君主に統治されている複数の国や地域から成る強力な国という意味であり、*Keizerrijk* は皇帝に統治されている場合に使われる。この用語の意味には二つの局面がある。一つは古代国家や大航海時代に発見されたアジアやアメリカ大陸の国王や皇帝に統治される諸国を指している。この場合「異国風」という微妙な

意味合いが込められている。もう一つは、ヨーロッパの強国、つまり神聖ローマ帝国やフランス帝国を指している。特に、ケンペル以降、日本はしばしば神聖ローマ帝国と比較された。このように「日本帝国」という用語をポンペの読者が読んだ時に「皇帝に支配された神秘的な強国」のような意味を認識していたはずである。

- (6) ホフマン *Johann Joseph Hofmann* (一八〇五〜一八七八) は一八三〇年にシーボルトと出会い、その助手を務め、一八五五年にライデン大学の日本学講座初代教授となる。『岩波西洋人名辞典増補版』東京、岩波書店、一九八一年、一三九一頁。ホフマンは中国語の知識から出発し、ポルトガル・スペインの日本語文典をはじめとするヨーロッパ人によって記された日本語に関する書籍や論文、さらにシーボルトの助言をもとに、オランダにいながら日本語を習得していた。

ホフマンは植民地省との関係を通じてクルティウス *Donker Curtius* の「日本文法稿本」を入手し、日本に渡航するオランダ人に日本語の基礎知識を与える目的でそれを増補校訂し、植民地省の後援を受けて一八五七年に出版した。この「日本文法稿本」は二百三十頁から成り、口語・文語双方の基礎を、実用的に解説した文法書である。また、例文や語彙も豊富で、日常生活に関わる日本語の基礎知識を十分に会得できるほどの内容を掲載している。序文によると、ポンペの上司であったカッテンダイケも日本に渡航する前に本書で精力的に日本語を学んでいた。ポンペも『日本文法稿本』を所有し、日本

語の初歩的な知識は習得していたと推測される。

- (7) これについて、序文の注には次の様に記されている。「私は日本を退去するとき、たくさんの書籍、絵画、地図や文書記録、私のものでした記録類いっさいを商船カリブソン号 *Calyppo* に乗せて本国に発送した。しかしこの船はバンカ群島中のレパール島 *Leapar* で難船したために、せつかく私が労苦と苦心を払って集めた貴重な財宝をいっきよに海底に失ってしまった。そのために、私はこの現在の著述を編集するに当って多くの有用な資料を奪われてしまった。また私は、事件に関しても人物に関しても、自由に私独自の判断をするために、政府の記録を使用する申込みをする気もなかった。またさらにこのような報告は、その大半が個人の意見に満ちた推測を含んでいるために、たいした価値は認められないことを知っていた」(和訳は前掲沼田次郎・荒瀬進訳『ボンペ日本滞在見聞記』一八〇一九頁による)。

- (8) Abel Anthony James Gower (生没年未詳) は一八五九年に在江戸のイギリス総領事館一等補佐官に任命され、香港より来日した。一八六四年より翌年まで長崎領事代理を務めた。坂本太郎他編『明治維新人名辞典』東京、吉川弘文館、一九八一年、二九九頁。

- (9) Alexander Georg Gustav von Siebold (一八四六―一九一一) は一八五九年に父と共に来日して、父が帰国する直前にイギリス公使館の通訳となった。一八七〇年にイギリス外交官を辞し、日本政府に雇用された。一八八七年にドイツに

戻り、父の収集物や遺稿の整理に当たり、弟ハイインリッヒと協力して、一八九七年に『日本』の第二版を刊行した。武内博編著『来日西洋人名事典』東京、日外アソシエーツ、一九八三年、一七〇頁。

- (10) Mernet de Cachon (生没年未詳) はフランスの海外布教協会より派遣され、中国南部で布教に従事した後、一八五八年にフランス使節グローの通訳として来日した。日本では宣教や通訳など幅広い活動を行った。前掲『明治維新人名辞典』二六七―二六八頁。

- (11) Channing Moore Williams (一八二九―一九一〇) はアメリカの聖公会の宣教師として一八五九年に上海より長崎に到着し、そこで一八六八年まで伝道に努めた。一八八七年に日本聖公会が組織され、ウィリアムズがその総会議長となった。前掲『岩波西洋人名辞典増補版』一七九頁。

- (12) Engelbert Kaempfer, *The History of Japan*. London: *Printed for the Translator*, 1728. Facs. ed. Tokyo, Yushodo, 1977を利用した。

- (13) Philipp Franz von Siebold, *Nippon Archiv zur Beschreibung von Japan*. Leyden, 1832. Facs. ed. Tokyo : Kodansha, 1975.を利用した。ボンペはその『日本史』において、神話についてはシーボルトを利用し、天皇や宮廷についてはケンペルを利用している。

- (14) ハイセン・ヴァン・カッテンダイケ Willem Johan Cornelis Huyssen van Kartendijke (一八一六―一八六六) はボン

ペが参加した第二次海軍派遣隊の隊長であった。ポンペと共に一八五七年に長崎に到着し、一八五九年にオランダに帰国した。一八六一年より海軍大臣を務め、五年後に現役のままハーグで歿した。日本での滞在については『日本滞在日記抄』*Virtuysel uit het dagboek van W. J. C. Ridder Huijssen van Kattendijke gedurende zijn verblijf in Japan in 1857, 1858 en 1859. 's Gravenhage. W. P. Van Stockum: 1860.* という回想録があるが、本書では日本史についてはほとんど記されていない。邦訳として水田信利『長崎海軍伝習所の日々』(東洋文庫二六、東京、平凡社、一九六四年)がある。

(15) オールコック *Sir John Rutherford Alcock* (一八〇九—一八九七)は初代の駐日イギリス総領事兼外交代表として有名で、一八五九年から一八六二年までの在日期間はポンペの在日期間と重なる。オールコックはポンペよりも先に二冊からなる日本滞在記録『大君の都』*Rutherford Alcock, The Capital of the Tycoon. London: Longman, Green, Longman, Roberts & Green, 1863. 2 vols.*を出している。その中に日本の文化や歴史についての研究も含まれているが、それらの記述は断片的であり、ポンペのような体系的な研究にはなっていない。邦訳としては、山口光朔訳『大君の都』東京、岩波文庫、一九六二年がある。

(16) リンダウ *Rudolf Lindau* (一八二九—一九一〇)は一八五九年から一八六四年までにスイス総領事として来日した。著書に『日本航海記』*Un voyage autour du Japon. Paris: L.*

*Hachette, 1864* 邦訳としては、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』東京、新人物往来社、一九八六年がある。

(17) 原文 *het bestuur der zeven Hemsische geesten.*

(18) 天神七代は『日本書紀』などには一切見られない。中世神道家が仏教の教説による日本神話の再解釈や神々の系譜の整理を行った時に作られた観念である。特に吉田神道において提唱され、江戸期には一般庶民の常識であった。本稿注101参照。

(19) 神名に関しては坂本太郎他校注『日本書紀』(日本古典文学大系六七)東京、岩波書店、一九六七年を底本にした。ただし、漢字および振り仮名は新字体に改めた。

(20) 国常立尊(くにのとこたちのみこと)の別名。前掲『日本書紀』「一書」にみえる。

(21) 天神七代および地神五代の統治年数の典拠はシーボルト『日本』である。シーボルトの典拠は未詳である。地神五代に関してはケンペル『日本誌』と同年数を挙げている。ケンペルの典拠は吉田光由『大日本王代記』安田十兵衛、貞享元年(一六八四年)を典拠としている。本稿解説部分参照。

(22) 前掲『日本書紀』では「天之瓊矛(あめのぬほこ)」、つまり宝石で飾られた矛となっている。

(23) ポンペはシーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.225)より転載しているが、シーボルトは伊予の島に属するとしているのに対して、ポンペは誤って個別の島として扱っている。前掲『日本書紀』には記されていない。

- (24) ポンペはシーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.525) より転載しているが、前掲『日本書紀』には記されていない。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) ポンペはこの誤りをシーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.525) より転載している。前掲『日本書紀』では「雙生」は島の名前ではなく、「次に億岐洲と佐度洲とを雙(ふたごに)生む」と記述されている。以上書き下しは前掲『日本書紀』日本古典文学大系 六七巻、八一頁に従った。
- (28) シーボルトでは「八百万の神々」acht Millionen Götter となっている (Siebold, *op. cit.*, p.525)。ポンペは「神々」を「住民」bewoners と解している。
- (29) ポンペはこの誤りをシーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.525) より転載している。原文は die Vegetation der Erde (Awo-hito-kusa)。『日本書紀』には「青人草」とあり、これは「植物」の意ではなく、「人が草の生い茂る様に増えること」を指している。
- (30) シーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.525) でも Oo-hiru-meno-mikoto となっている。前掲『日本書紀』では「オホヒルメノムチ」(大日靈貴)とある。ただし、「一書」(第一)には「大日靈尊」と記されている。前掲『日本書紀』八八頁。
- (31) 前掲『日本書紀』神代第五段一書第六(九一頁)に記されている風の神。別名級長戸辺命(しなとべのみこと)。
- (32) シーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.526) より転載。『日本書紀』には見られない神名である。
- (33) ケンペル『日本誌』(Kaempfer, *op. cit.*, p.98) にも「シーボルト『日本』(Siebold, *op. cit.*, p.526) にも同様の記述がある。
- (34) 前掲『日本書紀』九六頁では「神」ではなく、「月説尊」と記されている。
- (35) 地神五代は『日本書紀』などには一切見られない。中世神道家が仏教の教説による日本神話の再解釈や神々の系譜の整理を行った時に天神七代と共に作られた観念である。特に吉田神道において提唱され、江戸期には一般庶民の常識であった。本稿注101参照。
- (36) ポンペはケンペルに従って、天皇を宗教上の世襲皇帝 *gestelijke erkeizer* と呼んでいる。しかし、將軍についてはケンペルのように世俗皇帝ではなく、世俗君主 *wereldlijke monarch* や世俗支配者 *wereldlike gezagvoerder* としている。
- (37) 天照大神が男神であるというケンペルの誤りをポンペは注で否定しているが、本文ではケンペルに従っている。
- (38) Kaempfer, *op. cit.*, p.98.
- (39) Siebold, *op. cit.*, p.526.
- (40) ポンペは本注における天皇の称号についての記述をケンペル『日本誌』より転載している。Kaempfer, *op. cit.*, p.149。ミカドがミコトから転じたというのは萩生徂徠の見解である。萩生徂徠「南留別志」(『日本隨筆大成』東京、吉川弘文館、



- 一九七四年、第十五卷所収)、三五頁。他の語源説としては、
- (一)「御門」の意で、朝廷の意から天皇の意に転じたもの、  
 (二)「ミヤカド」「宮門」の意などがある。『日本国語大辞典』東京、小学館、一九七五年、第十八巻、五二三頁。
- (41) 神武天皇とシーザーとの比較はケンペル『日本誌』Kaempfer, *op. cit.*, p.159より転載。
- (42) 以下の天皇および宮廷に関する記述はケンペル『日本誌』Kaempfer, *op. cit.*, pp.148-155よりの転載である。
- (43) 天皇と教皇との類推はすでにケンペル『日本誌』Kaempfer, *op. cit.*, p.149にも見られる。
- (44) 宮田登によると、天皇の「聖体の保持」に関するフォークロアが江戸時代に一般庶民の間で広く普及していた。宮田登『王権と日和見』東京、吉川弘文館、二〇〇六年、四〇五頁。
- (45) 原文 *ministerraad* という用語はポンペの時代の読者にとって「内閣」という近代的な意味で認識される。
- (46) 平安時代以降に皇位継承が天皇の生前に行われるのが通常となった。『国史大辞典』東京、吉川弘文館、一九九二年、第五巻、二八〇頁。
- (47) 江戸時代の皇室領は凡そ三万石であったと推定される。慶長六年(一六〇一)に徳川家康により進献された山城国内二十八ヶ村凡そ二万石(本御料)、元和九年(一六二三)に秀忠により進献された山城国内三十三ヶ村凡そ一万石(新御料)、宝永二年(一七〇五)綱吉により進献された山城国内四十四ヶ村・丹波国桑田郡内七ヶ村凡そ一万石(増御料)から成っている。帝室林野局編『御料地史稿』東京、帝室林野局、一九三七年、二四八〜二五三頁。
- (48) Jan Hendrik Donker Curtius (一八三二—一八七九)は一八五二年に長崎出島のオランダ商館長として来日した。日蘭通商条約の締結に努め、一八五六年にそれを成し遂げる。締結後に長崎駐在オランダ弁務官となり、海軍伝習の交渉にも尽力した。滞日中、日本語を研究し、前掲『日本文法稿本』を著した。前掲『来日西洋人名事典』一一七頁。
- (49) 原語は *grondwetting*。 *grondwet* とは、国家体制の基本的な条件を規定した法であり、その国の様々な法律の基となる根本法である。「国法」あるいは「憲法」の意である。オランダの最初の憲法は一七九八年に制定され、一八一〇年に新しい憲法に置き換えられた。その後、一八一五年にネーデルラント連合王国の憲法が制定され、この憲法は、ベルギーがオランダから独立した後の一八四八年に改正されている。  
*grondwet* という用語から、当時の読者はこの時代のオランダ王国憲法と同様のものを連想したはずである。
- (50) 源平の争乱における後鳥羽天皇(一一八〇〜一二三九)の役割についての記述はポンペの誤りであり、源平の争乱と承久の乱を混同している。平氏の討伐の令旨を発したのは後白河上皇の第三皇子以仁王(一一五一〜一一八〇)であった。前掲『国史大辞典』第十三巻、八二四頁。
- (51) ポンペの誤りである。源頼朝(一一四七〜一一九九)は

源義朝の三男である。頼朝が征夷大將軍に任命されたのは建久三年（一一九二）である。前掲『国史大辞典』第十三巻、四二六〜四三〇頁。

(52) Caron, *op. cit.*, pp.147-148.

(53) 頼朝による武家政権の成立については前掲『国史大辞典』第十三巻、四二八〜四三〇頁参照。

(54) 正確には建久三年（一一九二）。前掲『国史大辞典』第三巻、五五〇頁。

(55) ポンペは以下にケンペル『日本誌』二〇二頁に掲載されている歴代將軍表を転載している。しかし、いくつかの誤植がある（表参照）。また、頼朝および信長の血筋はケンペルの記述と異なる。なお、ケンペルの表には義量・義尚・秀吉の統治期間が記されていないのに対して、ポンペはそれぞれの統治期間を示していることから、この部分についてはポンペが独自に調べたと考えられる。

(56) 本歴代將軍表に掲載されている織田信長・織田秀信・豊臣秀吉は実際には將軍の位に就かなかった。

(57) 本歴代將軍表に掲載されている統治期間には誤りが多い。頼朝は二十年ではなく七年統治した。頼家は五年ではなく一年、惟康親王は二十年ではなく二十三年（ケンペルには二十四年とある）、足利尊氏は二十五年ではなく二十年、義満は十四年ではなく二十六年（ケンペルには四十年とある）、義持は二十一年ではなく二十九年、義教は十四年ではなく十二年、義勝は三年ではなく一年、義政は四十九年ではなく二十四年、

義尚は十九年ではなく十六年（ケンペルに記載なし）、義植は十八年ではなく十七年、義晴は三十年ではなく二十五年、義輝は十六年ではなく十九年、義栄は四年ではなく一年在職した。加藤友康他編『日本史総合年表』東京、吉川弘文館、二〇〇一年、九九二〜九九四頁。

(58) 頼朝は後鳥羽天皇の子ではなく、源義朝の子である。前掲『日本史総合年表』九九二頁。

(59) 義持は尊満の子ではなく、義満の子である。前掲『日本史総合年表』九九四頁。

(60) 義植は義尚の子ではなく、義政の養子である。前掲『日本史総合年表』九九四頁。

(61) 義澄は義植の子ではなく、足利政知の子である。前掲『日本史総合年表』九九四頁。

(62) 義栄は義輝の子ではなく、足利義維の子である。前掲『日本史総合年表』九九四頁。

(63) 義昭は義栄の子ではなく、義晴の子である。前掲『日本史総合年表』九九四頁。

(64) 信長は正親町天皇の子ではなく、織田信秀の子である。前掲『国史大辞典』第二巻、八四九頁。

(65) 正確には天文六年（一五三七）。前掲『国史大辞典』第十巻、四五八頁。

(66) 『太閤素生記』によれば、尾張国愛知郡中村の木下弥右衛門の子という。弥右衛門は織田信秀の足軽であったが、負傷して村に帰り百姓となった。秀吉は中村を出て、やがて織田

信長に仕えることとなった。前掲『国史大辞典』第十巻、四五八頁。

(67) ポンペの誤りである。織田信長（一五三四～一五八二）の父は尾張下四郡を支配する清洲城の織田家の家老織田信秀である。信長が岐阜に進出した時（一五六七年）に正親町天皇から尾張・美濃にある御料地の回復を委嘱され、また前將軍足利義輝の弟義昭から室町幕府の再興について依頼を受けた。前掲『国史大辞典』第二巻、八四九頁。

(68) ポンペの誤りである。織田信長は征夷大将軍の位に就かなかった。

(69) 秀吉は天正十三年（一五八五）に従一位関白の地位にのぼった。関白というのはあくまでも朝廷の官職であるため、秀吉が「ミカドの権力支配から完全に離脱し」たというポンペの見解には誤りがある。むしろ、秀吉の権力樹立は織田信長や徳川家康のそれと違って天皇・朝廷に依存した形で実現されたということがいえる。これについては池上裕子『織豊政権と江戸幕府』（日本の歴史第十五巻）東京、講談社、二〇〇二年、一四六～一四九頁を参照。

(70) 秀吉の居住地は江戸ではなく大坂であった。ポンペは秀吉政権と江戸幕府を混同している。

(71) ポンペのいう「内側」は内済、「外側」は公事に当たる。近世の訴訟における内済については『日本史大事典』東京、平凡社、一九九三年、第五巻、二九六～二九七頁、公事については『日本史大事典』第二巻、九七七頁を参照。

(72) いわゆる鎖国令は豊臣政権ではなく、江戸幕府が整備した体制である。鎖国の成立については前掲『国史大辞典』第六巻、三三五～三三六頁を参照。

(73) 秀頼とキリスト教との関係についての典拠は未詳である。

(74) 秀頼が大坂城から逃げ出して、薩摩藩で隠れていたという噂については、すでにコックス『イギリス商館長日記』にも記載されている。Richard Cocks, *Diary*. London: Hakluyt Society, 1883, p.78. クラセもこの噂に触れている。Jean Crasset, *Histoire de l'eglise du Japon*. Paris: Francois Mon-talant, 1715, vol.II, p.397.

(75) 権現様の法律とは「武家諸法度」（元和元年成）のことを指している。

(76) 「武家諸法度」には外国人を殺す命令の条項が見あたらない。文政八年（一八二五）の異国船打払令のことか。

(77) 以下の江戸幕府歴代將軍表の典拠は、源頼朝の代から豊臣秀吉の代までの表と違って、ケンペルよりの転載ではなく、ポンペ独自のものである。

(78) 御三家とは家康の兄弟の傍系ではなく、家康の九子義直を初代とする尾張家、十子頼宣を初代とする紀州家、十一子頼房を初代とする水戸家が三家として宗家継承権を有したが、のち八代將軍吉宗の子宗武・宗尹と九代家重の子重好を各々初代とする田安・一橋・清水の三卿もこれに加えられた。前掲『日本史大事典』第五巻、一六〇頁。

(79) 「選帝侯」Keurvorstenについては注80を参照。

(80) 家光の在任期間は二十一年ではなく二十八年である。前掲『日本史総合年表』一〇〇六頁。

(81) 家宣は綱吉の息子ではなく、甲府藩主綱重の長男より綱吉の養子となった。前掲『日本史総合年表』一〇〇六頁。

(82) 吉宗は紀伊藩主光貞の子である。前掲『日本史総合年表』一〇〇六頁。「選帝侯」*Keurovsten*とは神聖ローマ帝国において皇帝を選ぶ権利を持つ諸侯を指す専門用語であり、ポンペはこの用語で將軍の継承者を選ぶ権利を持つ「御三家」の意味を解している。

(83) ポンペは家重および家治の血筋を記していない。

(84) 家重の在任期間は十七年ではなく、十五年である。前掲『日本史総合年表』一〇〇六頁。

(85) 家斉は一橋治済の長子である。同上、一〇〇六頁。

(86) 家茂は紀州藩主徳川斉順の長子である。同上、一〇〇六頁。

(87) James Bruce Elgin (一八一〜一八六三) はイギリスの外交官として一八五八年に清国に派遣され、そこで天津条約を調印した。同年に遣日使節として任命され、七月四日に軍艦三隻で品川沖に来航、幕府との間で日英通商条約を締結した。前掲『来日西洋人名事典』五九〜六〇頁。

(88) Jean Baptiste Louis Gros (一七九三〜一八七〇) は一八五七年に弁務官として清国に赴き、天津条約調印後、品川に来航し、日本との通商条約を締結した。前掲『岩波西洋人名事典増補版』四八三頁。

(89) Erim Vasil, evich Putiatin (一八〇四〜一八八三) は一八五三年八月に日本との条約締結のために長崎に来航したが、日本側に拒否された。一八五四年に再び長崎に来航したが、クリミア戦争勃発のため、日本を去った。同年十月に軍艦デアアナ号で函館に来航し、十一月に大坂港外、十二月に下田に来航した。翌年の二月に日露和親条約の締結を果たした。前掲『来日西洋人名事典』三三五頁。

(90) 明治新政府は一八六八年一月二十日に幕府締結の条約遵守を各国に通告した。前掲『日本史総合年表』四九〇頁。

(91) James Stirling (一七九〜一八六五) はイギリス海軍東インド艦隊司令長官としてクリミア戦争の際に極東海域の警備に当たり、日本近海のロシア艦隊を追跡し、一八五四年に長崎に来航し、徳川幕府との間で日英約定七条を調印した。前掲『来日西洋人名事典』一九五頁。

(92) 大英博物館にケンペル旧蔵本がある。吉田光由『大日本王代記』安田十兵衛、貞享元年(一六八四)刊。「大英図書館蔵日本古版本集成マイクロフィッシュ」(東京、本の友社、一九九六年)を利用した。

(93) 大英博物館所蔵ケンペルのノートを参照。マイクロフィルム Papers of Engelbert Kaempfer and related sources from the British Library, London. Marlborough: Adam Matthew Publications, 2000.を利用した。

(94) Frank Leguin, *A la recherche du Cabinet Tisingh. Alphen aan den Rijn: Canaletto, Repro-Holland, 2003, p. 112.*

- (95) 大英博物館所蔵ティチングのノートを参照。マイクロフィルム *Papers of John Scattergood, Isaac Titsingh, Heinrich Julius Klapproth and other early materias from the British Library*, London. Marlborough: Adam Matthew Publications, 2001. を利用した。
- (96) Isaac Titsingh, *Nippon o dai itisi ran, ou Annales des empereurs du Japon*. Paris: Printed for the Oriental Translation Fund of Great Britain and Ireland, 1834. 日文研所蔵本を利用した。
- (97) 林鷲峯『日本王代一覽』[「ライデン民族学博物館蔵シーボルトコレクションマイクログロフィッシュ」Leiden : IDC, [1982?]] を利用した。
- (98) フィッシャー旧蔵本はライデン大学図書館のシーボルト・コレクションに収められているものである。
- (99) 『日本年表選集』東京、クレス出版、二〇〇五年、第一巻所収の影印版を利用した。
- (100) ティチング『日本風俗図誌』に収録。Titsingh, *Illustrations of Japan*. London: R. Ackermann, 1822. を利用した。
- (101) ティチング『日本風俗図誌』のレミュザの序文によると、徳川時代とその王朝に関する歴史書を出版することを差し控える習慣があった。Titsingh, *Illustrations of Japan*, p. xii.
- (102) スクリーチ氏は幾つかの可能な典拠を指摘しているが、厳密な同定作業はまだ行われていない。Timon Sateech (annotation and introduction), *Secret Memoirs of the Shoguns*. *Isaac Titsingh and Japan, 1779-1822*. London, New York: Routledge, 2006, pp.65-67.
- (103) 頼山陽『日本外史』(頼成一、頼惟勤訳) 東京、岩波書店、一九七六年を利用した。
- (104) J. L. C. Pompe van Meerdervoort, *Vijf jaren in Japan*. Leiden : Van den Heuvel en Van Santen, 1867-1868, vol.1, p.13.
- (105) 金本正之は『シーボルト「日本」の研究と解説』東京、講談社、一九七七年、一五六〜一六七頁においてシーボルトの主要な典拠であった美馬順三のオランダ語論文と『日本書紀』を照合している。しかし、『日本書紀』には天神七代・地神五代の記述や統治年数も一切記されていない。天神七代・地神五代の観念は鎌倉時代以降の神道史料に登場する。また、統治年数は中世以降神道本所として大きな影響力を持った吉田神道の思想下で確立している(『神道大系 論説編八 卜部 神道(上)』東京、神道大系編纂会、一五〜一七頁)。そのため、美馬順三の典拠は『日本書紀』ではなく、吉田神道の思想の影響を受けた江戸期の史料であると推測され、節用集である可能性が高い。
- (106) Engelbert Kaempfer, *The History of Japan*. London: Printed for the Translator, 1728. Facs. ed. Tokyo, Yushodo, 1977, vol.1, pp.151-154.
- (107) Francois Caron, *Beschrijvinghe van het machigh Coninckrijk Japan. in: Begin ende Voortgang van de Ver-*

- einige Niederländische Geochroyerde Ost-Indische Compagnie*. Amsterdam, 1645. Amsterdam: Theatrum Orbis Terrarum, 1969, Vol.4, p.146-147.
- (108) *Ibid.*, p.145.
- (109) この歴代将軍表のごとくは別稿で論ずる予定である。
- (110) Engelbert Kaempfer, *Geschichte und Beschreibung von Japan*. Aus den Originalhandschriften des Verfassers herausgegeben von Christian Wilhelm Dohn, 1777-1779. Facs. ed. Stuttgart: F. A. Brockhaus, 1982, p.163. 原文には、die ganze Geschichte und Chronologie von Japan in drei Epochen abzuthellen, die fabelhafte nämlich, die zweifelhafte und die gewisseとある。
- (111) ケンペルのキリスト教的史観については牧健二『西洋人の見た日本史』東京、弘文堂、一九四九年を参照。
- (112) 東京、講談社、一九七五年の復刻版を利用した。
- (113) Philipp Franz von Siebold, *Nippon. Archiv zur Beschreibung von Japan*. Leyden, 1832. Facs. ed. Tokyo: Kodansha, 1975. Textband I, p.538.
- (114) *Ibid.*, Textband I, pp.543-588. 和訳には斎藤信・金本正之訳『日本』第二巻、東京、雄松堂書店、一九七八年を利用した。
- (115) Francois Caron, *op. cit.*, Vol.4, p.147.
- (116) Kaempfer, *op. cit.*, p.173-248.
- (117) 前掲『日本』第二巻、一七～一九頁。
- (118) Rutherford Alcock, *The Capital of the Tycoon*. London : Longman, Green, Longman, Roberts & Green, 1863, vol.2, p.233.
- (119) *Ibid.*, vol.2, p.239.
- (120) *Ibid.*, vol.1, pp.231-22.